

○議事日程

令和6年12月11日（水） 第3日

第 1 会議録署名議員の指名について

第 2 一般質問

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○出席議員

10 名

1 番	広瀬 恵理子 君
2 番	加藤 雅浩 君
3 番	長谷川 淳 君
4 番	村山 博司 君
5 番	松本 暁大 君
6 番	三宅 祐司 君
7 番	松原 浩二 君
8 番	櫻井 明 君
9 番	渡邊 憲司 君
10 番	木下 美津子 君

○欠席議員

なし

○説明のため出席した者の職氏名

町	長	後藤 友紀 君
副町	長	傍島 敬隆 君
教 育	長	野原 弘康 君
会 計 管 理	者	小関 久志 君
総 務 部	長	堀場 康伸 君
総 合 政 策 部	長	安田 悟 君
福 祉 部	長	岩田 恵司 君
土 木 部	長	井上 哲也 君
住 民 部	長	小野木 崇夫 君
総 務 課	長	服部 貴司 君

財 政 課 長 記 野 雅 之 君
総 合 政 策 課 長 撰 田 真 広 君

○職務のため出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長 三 輪 学
書 記 西 脇 信一郎

開議

午前10時02分 開議

○議長（櫻井 明君） ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付申し上げたとおりであります。

第1 会議録署名議員の指名について

○議長（櫻井 明君） 日程第1、議事録署名議員の指名を行います。

本日の議事録署名議員には、会議規則120条の規定により、議長において5番 松本暁大議員、6番 三宅祐司議員の両君を指名します。

第2 一般質問

○議長（櫻井 明君） 日程第2、これより一般質問を行います。

質問の通告がありましたので、順次発言を許します。

9番 渡邊憲司議員。

○9番（渡邊憲司君） 皆さんおはようございます。

9番議員の渡邊です。

議長のお許しを得まして、一般質問をさせていただきます。

タブレットについてご質問させていただきます。

小・中学校のタブレットの買換え時期が近づいていて、約2,200台を買換えなければなりません。もちろんタブレットを下取りに出して買い換えるのだと思いますが、下取りよりも住民にとって有効な使い道も検討していくべきだと私は考えています。

1. 総務省では自治会のデジタル化の推進をしておりますが、行政側から自治会にタブレットの配付を提案し、引継ぎの簡素化、業務の効率化を図れるようにアプリを取り入れ、使い方を教えていくべきではありませんか。

2. 子ども会でも自治会と同じように紙での引継ぎがされていることが多いと聞いており、引継ぎが大変、一から配付するご案内を作らなければならない、子供が小さ

いので会合に出にくいなどの問題も出てきております。タブレットを使いZ o o mで会議することによって、子供たちを家で見ながら会合に参加するだけでなく、引継ぎの簡素化、業務の効率化を図るため、行政側からタブレットの配付を提案してみてはいかがでしょうか。

3. 小・中学校のP T Aや保育園の保護者でも同じことが言われており、西小学校では以前Z o o mで会議をしており、自宅で子供たちを見ながら会議に参加できるのでありがたいなどの声もありました。

こうしたデジタル化への流れを取り入れることで、P T Aや保育園の保護者会への参加を促すこともできると思います。そうしたことから、小・中学校のP T Aや保育園の保護者会にタブレットを配付し、引継ぎの簡素化や業務の効率化を行政側から提案してみteはいかがでしょうか。

4. 以前から私は図書館にパソコンの設置や電子書庫などの提案をしてきました。数年前から他市町村の図書館には漫画やタブレットを置き、勉強だけではなく、住民の交流の場になるエンターテインメントを取り入れる図書館が増えてきております。

例えば、利府町文化交流センターリフノスでは、住民のみんなで支える新拠点を掲げ、C D・D V Dの鑑賞もでき、貸出用のノートパソコンやタブレットもあります。こうした流れからも岐南町の図書館もタブレットを取り入れ、音楽を聞ける環境、ユーチューブなどを見られる環境、幼児と一緒に親子で遊べる知育アプリ、学生がゲームをしながら学べるアプリ、認知症予防になる脳トレアプリ、目が見えにくい方でも本を朗読してくれるアプリなどを取り入れて、住民の交流の場になるような図書館を目指すべきではありませんか。

ご返答をよろしくお願いします。

○議長（櫻井 明君） 小野木崇夫住民部長。

○住民部長（小野木崇夫君） 渡邊議員の1項目め、タブレットについてに関する1番目から3番目のご質問について内容が関連しておりますので、まとめてお答えいたします。

デジタル化については、自治会や子ども会、P T Aなどの地域コミュニティにおいて、住民間や行政・住民間の情報共有など効率化し、負担の軽減につながるものであります。

また、自治会を例に挙げますと、令和5年に総務省がまとめた地域コミュニティに関する研究会報告書の概要及び事例紹介において示されている市区町村へのアンケート結果においても、自治会のデジタル化を進める上で有効と考える分野として、災害時における安否確認、電子回覧板による情報伝達の速達性の確立・事務の簡素化、

地域活動の見える化・情報発信と回答する市区町村も多く、自治会が行う地域活動の効率化を図る上でデジタル化は重要であると認識しております。

その一方で、自治会がデジタル化を進めるに当たり、操作が不慣れ、自治会の財政圧迫、デジタル推進人材の発掘などを課題として挙げており、自治会のデジタル化については、全国的にも普及していないのが現状であります。

さて、本町の学校においては、全ての小・中学生にタブレット端末を支給した第1期GIGAスクール構想も更新を迎える5年目となり、令和7年度には更新する予定でございます。

議員ご提案の更新後の古いタブレット端末を自治会などで有効に活用することを検討いたしましたところ、本端末に搭載されているWindows10Educationは、学校教育機関での使用を目的としたOSであり、学校関係者、学習者のみが利用することができる契約になっております。そのため、現状の端末のまま学校教育機関以外の利活用をすることはできません。

本端末を学校教育機関以外で使用するにはOSを入れ替える必要がありますが、対応可能OSであるWindows11Proパッケージ版は現在生産終了しており、確実な入手が困難な状況であります。

したがって、現時点においてはタブレット端末を配付する予定はございませんが、町としても自治会や子供会、PTAなど、それぞれに合ったデジタル化の方法を調査するとともに、先進的な取組を行っている自治体の事例を注視し、研究してまいりたいと考えております。

続きまして4番目のご質問、タブレットを活用した住民の交流の場となるような図書館を目指すべきではについてお答えいたします。

岐南町の図書館は、図書・DVDの貸出しや情報を検索できるパソコンの提供、図書の閲覧、学習をするスペースの提供などを行っております。また、絵本・紙芝居の読み聞かせや落語などの公演活動のイベントも開催しております。

ご質問の中で、学習だけでなく、エンターテインメントを取り入れた住民の交流の場になる図書館としてご紹介のありました宮城県の利府町文化交流センター、通称リフノスですが、住民みんなで支え、成長する新たな拠点として、図書館、公民館、文化会館、カフェレストランから成る複合施設であります。

リフノスの図書館では、図書の閲覧・学習をするスペースやCD・DVDを鑑賞する視聴ブースの設置、Wi-Fi環境整備によりパソコンやタブレット端末の館内貸出しなどを行っております。また、おはなし会やミニ映画上映会、体験型ワークショップなど、子供向けのプログラムや親子で楽しめるイベントも開催しております。

なお、貸出し用のパソコンやタブレット端末は、機械を持参していない利用者に対して情報検索ができるよう貸出しをしております。そのため、ユーチューブの視聴やアプリを活用した利用、館内イベントでの利用を推奨していないため、エンターテインメントによる住民の交流の場とは位置づけていないということです。

議員ご提案のデジタル技術を活用した新しい形のエンターテインメントと交流の場の推進につきましては、岐南町図書館では、持ち込みしたスマートフォンなどで音の出るサイトを閲覧する場合、周囲への音が漏れないよう対策すれば、現在も学習スペースにおいて使用することが可能であります。新たに試聴ブースなどスペースを整えることも検討してまいりましたが、狭隘化により難しい状況でございます。

したがって、更新後のタブレット端末の有効活用とユーチューブやアプリを取り入れたタブレット端末の貸出し、エンターテインメントによる住民の交流の場を設けることは現時点では予定しておりません。しかしながら、図書館がエンターテインメントを取り入れることで、情報収集の場から地域の住民が集い、学び合い、楽しむことのできる多機能な場所となり、図書館自体の利用促進にもつながると考えられます。

今後も図書館が地域住民にとって魅力的な場所となるよう、エンターテインメントを取り入れたサービスの展開や公共施設の複合的な利活用など、新たな拠点づくりも含めて調査・研究してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（櫻井 明君） 渡邊憲司議員。

○9番（渡邊憲司君） 議長のお許しを得まして、再質問させていただきます。

研究の中には、モニターのように先進的な取組をしたい団体があれば、そこにタブレットを配付し、アプリや使い方などの検証などが必要だと思いますが、どうお考えでしょうか。

○議長（櫻井 明君） 小野木崇夫住民部長。

○住民部長（小野木崇夫君） 渡邊議員の再質問についてお答えいたします。

このことに関しても課題と考えておりますので、調査・研究してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（櫻井 明君） 4番 村山博司議員。

○4番（村山博司君） 4番議員 村山です。

議長のお許しをいただきましたので、大きく3つについて分割質問方式でご質問させていただきます。

まず最初に、新年度予算の策定方針についてご質問させていただきます。

年末を迎え、新年度予算の原案はおおむね固まっているのではないかと思います。

言い換えれば、4月中旬にスタートした後藤町政の約8か月間、役場組織や町政の課題が整理され、町長が選挙前から重ね重ね公言されてみえたタウンミーティングの実施など、町民ニーズを把握した上で予算編成が進められてきたものと承知をしております。この間の町長の政策立案の内容や実績が、令和6年度の残り3か月や新年度の町政への評価を大きく左右するものだと思います。

以上の観点から5点質問させていただきます。

まず1つ目、歳入見込額についてご質問いたします。

町の歳入の根幹となる町税、特に自主財源の約75%を示す町税のうち、令和7年度の個人住民税の見通しについてご質問させていただきます。

さきの衆議院選挙での国民民主党の公約である所得税が生じる103万円の壁の見直しや基礎控除等の178万円の拡大をめぐり、先日の岐阜新聞でも報道がありました。岐阜市では個人住民税が約80億円減少すると報道されておりました。しかしながら、ところで人手不足に悩む中小零細企業の事業主の方は、年末の繁忙期、扶養控除適用のため働くのを控えていた人が働くのはよいことだと、この政策に理解を示してみえる方もおいでです。このように立場の違いによって国民民主党の政策は明暗が分かれているところもあります。

個人住民税の減収は、町においては3億円から5億円と見込まれていますが、今後どう対応されるのかお伺いしたいと思います。

2つ目、町のマイナスイメージの刷新についてお伺いいたします。

町長は所信表明で、公約実現に向けて現状を把握することから始め、町民への丁寧な説明と意見集約をしながら進めるとし、来年度から、令和7年度から事業化を進める方針を示されてみえます。具体的には、タウンミーティングを開いて様々な世代の意見を反映するとのことでした。この8か月という長い間がありましたが、これまで何十回タウンミーティングを開催されてみえたのか、お伺いしたいと思います。

また、町民に分かりやすく世代ごと、地域ごとなどに分けてお答えください。ただし、自治会長会議や各種委員会、町長出席の行事など、既に従来から実施されている会合等を除いた純粋な町民参加の回数でお答えください。

3つ目、税金を無駄遣いしない全事業の再点検についてお伺いいたします。

町長はさきの選挙公約で、将来に負担を残さない財政運営を掲げてみえますが、現時点で将来に負担になると考えている事業は何か、具体的な例を示してお答えください。

4つ目、当事者目線の行政サービスについて伺います。

本町の行政手続の簡素化や町民に分かりやすく受け取りやすい情報発信力は内外に

向けたタウンプロモーションや行政サービスの質の向上という観点から大変重要であると考えます。次年度に向けた具体的な取組をお聞かせください。

5つ目、巡回バスの早期廃止について、私からも改めてお伺いいたします。

公約のすぐやる目玉政策の巡回バスの早期廃止について、高齢者の町民から私宛てに結構問合せが多かったので、ここでもう一度私も質問させていただきます。

さきの6月定例会の三宅議員の質疑に関する議会だより、これは9月号として町民のお手元に届いたと思いますが、それをご覧になった町民の皆様から将来の不安の声が多数寄せられましたので、お伺いします。

町長答弁では、遅くとも契約期間満了する令和8年度末をもって終了し、その後の事業の継続は全く考えておりませんとのことでした。町長が考える発展型デマンドタクシーの運行、巡回バスの廃止による代替の具体案を早期に示し、町民の不安を取り除かない限り、今後、通勤や通学、あるいは岐南町への移住や定住を検討している方々の生活への影響が大きくなってまいります。

町長のご見解をお聞きします。以上でございます。

○議長（櫻井 明君） 堀場康伸総務部長。

○総務部長（堀場康伸君） 村山議員の1項目め、新年度予算の策定方針についての1番目のご質問、個人住民税の歳入見通しについてお答えいたします。

令和7年度の税収見込みの総額につきましては、現時点での概算額として、本年度当初予算額を1億3,000万円上回る42億8,000万円を見込んでおります。このうち、個人住民税につきましては、今年度とほぼ同額を見込んでおります。

なお、年収の壁の改正内容によっては、大きな減収の影響が見込まれます。あくまで試算でございますが、仮にこの年収の壁が178万円になった場合、個人住民税の減収額は3億から5億円程度を見込んでおります。

今後の対応といたしましては、この減収分における歳入の補填については、国の方針も決定していないことから現時点では判断できませんが、今後、国の方針決定に注視しながら、岐阜県町村会、岐阜県を通じて国に要望してまいりたいと考えております。

次に、3番目のご質問、税金を無駄遣いしない全事業の再点検についてお答えいたします。

将来に負担になると思われる事業については、予算編成作業中でございますので、ご提示することはできません。

当町の予算編成においては、全ての歳出を町税等の自己財源で賄っているわけではなく、新たな事業を進めるには該当する事業が国・県の交付金や補助金に該当しなけ

れば、基金の繰入れ、起債を当てにすることとなります。喫緊の政策課題に対応するには、将来を見据えた堅実で持続可能な行政運営を進めていく必要があります。

現在、予算査定において一本査定を実施しておりますが、今後はより効果的に必要事業への予算配分が行えるよう、これまでの積み上げ型予算編成から事業の担当課ごとに予算枠を設定し、担当課の裁量で予算配分が可能となる、いわゆる枠配分型の予算編成の導入を次年度以降採用したいと考えております。限られた財源で最大の効果が発揮できるよう、全庁的に知恵を絞り、より効果の高い新規事業やニーズの高い既存事業に集中して実施する事務事業の選択と集中に取り組んでまいります。

次に、4番目のご質問、当事者目線の行政サービスについてお答えいたします。

当事者目線の行政サービスについては、令和5年6月9日に閣議決定したデジタル社会の実現に向けた重点計画において、オンライン申請の推進に加え、デジタルを前提とした業務改革を通じて、従来の窓口業務を住民目線で利便性を向上させることで、デジタルに不慣れな方もその恩恵を受けられる、誰一人取り残されない、人にやさしいデジタル化を実現されるとされており、岐南町DX推進計画においても、業務最適化により行政手続をデジタルで行うことができる環境を構築し、住民サービスの利便性向上を推進することとしております。

その中で、書類の簡素化に係る具体的な手法として、窓口に来庁し、申請書の記入や提出がなくても手続や申込みなどができる申請のオンライン化、申請者が何度も同じことを書かなくてもよい書かない窓口のサービスの導入、書類のペーパーレス化などを検討しております。

申請のオンライン化につきましては、国の提供するマイナポータルから各種申請のできるぴったりサービスの積極利用だけでなく、岐阜県との共同調達で導入済みの電子申請システムを利用した申請のオンライン化を順次進めており、次年度以降におきましても引き続き申請のオンライン化を進めてまいります。

書かない窓口につきましては、広義においては申請のオンライン化も含まれますが、狭義においては、窓口に来庁された住民が申請書等の記入について最小限の記入で手続が済むサービスを意味します。

サービスの一つの例として、揖斐川町、坂祝町、安八町が昨年度導入し、岐阜市においても今年度導入した申請書作成支援システムがあります。これは、マイナンバーカードや運転免許証などの身分証明書を装置にセットし、タッチパネルで必要な申請を選ぶだけで、氏名や住所等の必要な情報が記入された申請書が印刷され、窓口で印刷された申請書を利用すれば、最小限の記入で手続ができるというものです。

このサービスは、高齢者や障害者などの身体の不調により申請書を記入することが

困難な方や日本語の不自由な外国の方など、来庁者の利便性向上につながるだけでなく、判読不能文字がなくなることによる窓口の効率化なども期待できるため、当町における効果などの観点から導入について検討しています。

書類のペーパーレス化につきましては、申請のオンライン化による申請書類のペーパーレス化の推進と同時に、行政資料のペーパーレス化についても取り組んでまいります。特に紙の使用枚数の多い歳入歳出における各種命令書類と会議資料についてのペーパーレス化を優先課題としており、前者については電子決済システムの導入、後者についてはペーパーレス会議システムの導入による印刷物の大幅な削減が可能であると見込めるため、導入に向けた検討を行っております。

次に、分かりやすく受け取りやすい情報発信力につきまして、情報発信の基本となる従前の広報紙や公式ホームページに加えて、SNSでの情報発信に力を入れております。

SNSの主な利用機器であるスマートフォンの普及率が60代で9割、70台でも8割を超えてきていることから、SNSでの情報発信は今後ますます重要になってくるとの認識の下、昨年度、公式LINEのリニューアルを実施いたしました。リニューアルにより欲しい人に欲しい情報を届けられるようになったため、今後はより分かりやすく受け取りやすい情報にするための検討を行っております。

具体的には、ボタン、画像、動画、アイコン、テキストなどのレイアウトを自由にカスタマイズできるフレックスメッセージというLINEメッセージを利用することにより、一目で見て内容が分かる、より視覚的で直感的なメッセージを送ることができます。

今後は、フレックスメッセージの配信を基本としている岐阜市などの先進事例を参考にし、フレックスメッセージを利用した配信に向けた検討を行ってまいります。

また、新たな取組ではありませんが、分かりやすく魅力的なInstagramへの投稿内容の検討は引き続き行っていきます。

従前の広報紙やホームページにつきましても、誰が見ても読みやすいユニバーサルデザインに配慮した構成としていきます。以上でございます。

○議長（櫻井 明君） 安田 悟総合政策部長。

○総合政策部長（安田 悟君） 村山議員の1項目め、新年度予算の策定方針についての2番目のご質問、町のマイナスイメージの刷新についてお答えいたします。

住民によるワークショップには特定の目的がございます。課題を抱えた事業の見直しもその目的の一つであります。

以前、地域ごとに開催しておりました町長懇談会では、参加された方々から個別の

事業に対する苦情やご要望をお聞きすることはできましたが、住民主体のまちづくりにつながる建設的な議論は少なかったように感じておりました。

これから行おうとする「住民によるワークショップ」では、推移や類似団体との比較など、関連性や法則性を見いだせるデータをお示しすることで、本町の課題を見える化し、人数は限られるものの、幅広い世代に本町が置かれている状況を分かりやすくご説明させていただきます。さらに、民間のノウハウを積極的に取り入れながら、住民が主体的に自分事としてこの町の未来を考える、そうした場を創出したいと考えます。

現在までにそのような集会を開催するに至っておりませんが、令和7年度予算に住民によるワークショップに係る費用を盛り込む予定でございます。議会の適切な議決をいただきまして、令和7年度の上期には住民ワークショップをスタートしたいと考えているところでございます。

続きまして、1項目めの新年度予算の策定方針についての5番目のご質問、巡回バスの早期廃止についてお答えいたします。

現行のコミュニティバス事業の早期廃止については、事業の大きな転換であるため、住民に無用な不安を与えることのないよう、代わりとなる取組を用意した上で、できるだけ早い時期に本町の公共交通のグランドデザインとしてお示しすべきであると考えます。それと同時に、幅広い年代の住民の方々に本町の公共交通の在り方を話合っていただく機会を新たに設ける必要があると考えております。住民の皆様には町の意思決定までのステップを明らかにし、議会での丁寧な議論を経て、納得感のある事業の見直しを行ってまいります。

また、バスやタクシーなど地域公共交通の取り巻く環境は、例えば新たなデジタル技術の導入や環境負荷の低減、運転士不足の問題など、目まぐるしく変化しています。そうした中、法制度、予算制度を含め、国の運輸行政は、今、重大な変革期にあるといえます。もとより、その動向にも注視し、岐阜運輸支局の専門官もメンバーであります岐南町公共交通会議や法定協議会の委員の皆様のご意見を伺いながら、この町の公共交通の形をリ・デザインしてまいりたいと考えているところでございます。

岐南町のコミュニティバス・コミュニティタクシーは、民間バスや鉄道との接続が重要であるため、岐南町のものでありながら、この町だけでは成り立つものではないことも議員には併せてご理解いただきたいと思います。以上でございます。

○議長（櫻井 明君） 4番 村山博司議員。

○4番（村山博司君） ご答弁ありがとうございます。

2点、再質問をさせていただきます。

先ほど、歳入見込額についての質問で、個人住民税の減収額は約3億円から5億円程度を見込んでいるとのご答弁でした。そして、個人住民税につきましては、今年度とほぼ同額を見込んでおりますとのご答弁もあります。

今回の国民民主党の政策で、どこも多分減収すると見込んでいるにもかかわらず、なぜ個人住民税についてはほぼ同額を見込んでいるのか、改めて根拠、理由をお聞きしたいと思います。

2つ目、巡回バスの早期廃止について再質問をさせていただきます。

今年の6月議会において町長は、公約実現に向けてのプロセスは多様な視点で現状を的確に把握し、誰の目にも明らかな合理的根拠を積み重ね、町民の皆様に丁寧な説明、ご意見をいただきながら進めるとの所信表明でありました。

このたびのバスの廃止については、令和8年度をもって廃止すると、いわゆる結論ありきであります。町長の政治姿勢の一丁目一番地である政策形成のプロセスとの整合性をどのようにお考えですか。また、バス廃止の判断に至った合理的根拠とは何かをお示しください。

町長に答弁を求めます。以上です。

○議長（櫻井 明君） 堀場康伸総務部長。

○総務部長（堀場康伸君） 村山議員さんの再質問にお答えいたします。

来年度の個人住民税につきましては、今年度とほぼ同額の15億7,000万円を見込んでおるといところでございますが、個人住民税につきましては、9月末現在の納税義務者数が前年同月末より80人ほど増加しているということと、賃上げ等の影響により給与所得の多少の増加が見込まれることから、本年度より1,000万円増の15億7,000万円を見込んでいるということでございます。以上です。

○議長（櫻井 明君） 安田 悟総合政策部長。

○総合政策部長（安田 悟君） 村山議員の再質問にお答えいたします。

新しい事業を始めたり、あるいは見直しの末、廃止したりすることは、かつてもこれからもあることでございます。それに伴います住民の間に賛否両論が起こるのも当然の結果であります。大切なことは、各種データに基づき将来を予測し、社会の変化に対応した持続可能な町をつくる施策を立案することではないでしょうか。

しかしそれは、常に少数意見を切り捨てていることを意味するものではございません。その第一歩として、令和7年度には、私たちの町の公共交通の在り方を考える住民によるワークショップの開催を考えるとところでございます。幅広い年代の住民が一つの課題を共有し、置かれている立場の違いを互いに理解した上で、話し合いにより導かれる納得がいく結論はこれから示されるものです。以上でございます。

○議長（櫻井 明君） 後藤友紀町長。

○町長（後藤友紀君） 村山議員の再質問にお答えをしたいと思います。

まずは、年収の壁についてのご質問でございますけれども、これにつきましては国の方針が決定した場合は、その方針にのっとって事務を実施していくこととなりますので、現時点で具体的な検討はしておりませんし、すべきではないというふうに考えております。

それでは、コミュニティバスの再質問にお答えをいたします。

現在のコミュニティバスは、福祉バスとして高齢者の交通手段を目的として実施されたものでありまして、検証の結果、目的は達成してございません。

プロセスの整合性ということですが、岐南町における真に必要な公共交通の在り方から議論していくプロセスを町民の皆様と共につくり上げていくと、これが私の考えるプロセスでございます。以上でございます。

○議長（櫻井 明君） 4 番 村山博司議員。

○4 番（村山博司君） それでは、2 項目めの質問に入ります。

コンプライアンス推進の取組について伺います。

このコンプライアンスの問題は、さきの9月定例会でコンプライアンス推進委員会設置を含んだ補正予算が可決されました。補正予算というのは、一般的には緊急性を要するものや法令変更等による臨時性という性質があります。町民の皆様の税金の使い道については、慎重かつ町民の皆様の納得が得られるよう、殊のほか丁寧な説明が必要不可欠であります。

そういった観点から4点質問をさせていただきます。

1 目、コンプライアンス推進委員会の進捗状況について伺いいたします。

9月の定例会では、10月から実施するとのことでしたが、委員会、あるいは研修、ウェブ会議を通じて何が見えてきたのかについて伺いしたいと思います。また、アドバイザーを紹介していただきたいと思いますので、ご説明をお願いいたします。

2 目、固定資産税の課税誤りについて伺いいたします。

この固定資産税の課税誤りについて、再発防止策が適正に機能しているのかどうかを伺いしたいと思います。

令和6年度の固定資産税の課税算定の事務は、いつから開始し、どれくらいの日数を要したのかお尋ねします。

また、6月20日の全員協議会での説明では、今後の調査でさらに追加されとのこと説明がありましたが、その間、4か月以上経過した後の今回の発表でありました。10月25日にどうも判明していたようではありますが、にもかかわらず、今回の約1月近く

たってからのこの説明というのは遅過ぎるのではないのでしょうか。

さらに今回、職員の処分を発表されました。そこで、町のリーダーとして全ての責任を負うと表明された町長の責任の所在について見解を伺います。

3つ目、衆議院選挙における入場券の発送の遅れについてお伺いいたします。

新聞社の報道によりますと、急な衆議院解散で実務に不慣れな選挙管理委員の職員が多く時間がかかってしまった。印刷会社が対応できず、納品が15日、公示日となってしまった。郵便局への投票用紙の提出も17日になり配達が遅れた。確かに県内の他の自治体でも遅れたところはあるやに聞いております。しかしながら、町民が疑念や不安を抱いたのは事実であります。10月20日はぎなんフェスタがあり、そのついでに期日前投票という町民の皆様も多数見えたそうでした。投票券がなくても投票できることを知っている人はほとんどいませんでした。やはりこういった事態があるのであれば、入場券がなくても投票できる旨の案内を入場券の発送が遅れる時点で町民の皆様に案内すべきと考えます。

岐南町は4月14日に町長選挙がありました。これだって急な選挙だと私は思います。トラブルはなかったはずです。岐南町長に4月15日に就任した町長が、職員の適材適所を把握せず、部長級の職員全員を含め5月1日に人事異動を敢行したことが今回の要因の一つに理解されても仕方がないと思います。

町民は単なる事務ミスと受け止めて納得しているとお考えですか。町長の見解をお答えください。

4つ目、公平委員会についての進捗状況を質問します。

9月定例会で私の一般質問に対して、前福祉部長の退職の経緯、公平委員会に提出された審査請求書の新聞記事内容については、町として抗議、訂正は行わないとのことでありました。そして、審査請求書が公平委員会に提出され受理されているので、議場ではお答えできないとの答弁でもありました。あれから3か月が経過しております。

12月4日の議会において、補正予算の弁護士委託料81万1,000円の内訳として、成功報酬が75万円、残りは弁護士の日当ですの回答がありました。私は、成功報酬の解釈としては、弁護士に依頼した案件が完結し、処理が成功したときに支払う報酬と認識しております。ということは、公平委員会の審査が終了し、町として納得いく結果だったのででしょうか。町民の税金を使うわけですから、町民への説明責任として分かりやすく経過報告を踏まえてご説明をお願いいたします。以上でございます。

○議長（櫻井 明君） 堀場康伸総務部長。

○総務部長（堀場康伸君） 村山議員の2項目め、コンプライアンス推進の取組につい

での1番目のご質問、コンプライアンス推進委員会の進捗状況についてお答えいたします。

ハラスメント事案や事務処理ミスなど内部統制の機能不全は、組織の共通理念や行動基準がないことが問題を生じさせた要因であることから、全庁的にコンプライアンス推進を図り、組織目的を達成するために岐南町コンプライアンス推進委員会を設置し、10月2日に第1回岐南町コンプライアンス推進委員会を開催したところでございます。

委員会では、アドバイザーであります大久保氏より、コンプライアンスの重要性、組織風土の改革など、今後の役場のあるべき姿について助言をいただきました。ウェブ会議につきましても、現在に至るまで4回開催し、他市町の事例や今後の進め方など様々な助言をいただいております。現在は、職員が感じている組織風土や業務への取組等について現状を把握するため、全職員向けのアンケートを実施しており、職員が感じる組織としての課題を洗い出しております。

今後につきましても、コンプライアンス推進に向けて幹部職員への研修を計画するなど、様々な視点からコンプライアンスの推進に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

また、アドバイザーとして助言をいただいております大久保氏につきましては、広くコンプライアンスに関わる業務に携わっており、長野県、宮崎市、鎌倉市など多くの地方公共団体において支援実績があるほか、様々な企業においてアドバイザーとして関わっておられる方でございます。そのため、コンプライアンス推進体制の構築に当たり、委員会や研修などにおいて助言や支援を受けるため、第1回岐南町コンプライアンス推進委員会において、コンプライアンスに関する専門的な知識を持つ大久保氏をコンプライアンス推進参与として任命しております。

次に、2番目のご質問、固定資産税の課税誤りについてお答えいたします。

先日は6月の課税誤りに続き、同様の事案を公表することとなり、まずもって対象となる納税者の皆様をはじめ、関係者の皆様に多大なるご迷惑とご心配をおかけしたことを深くおわび申し上げます。

6月の課税誤りの原因としましては、前担当者の失念、思い違いによる令和5年度の事務処理の疎漏でございますが、これに対する再発防止策といたしまして、職員には改めて複数人によるチェックの重要性を自覚させるとともに、入力確認を徹底するよう指導したところでございます。

一方、今回の課税誤りにつきましては、昨年度に確認リストが出力されておりましたが、3年に1度の評価替えに伴う資料であったため、処理すべきものか認識するこ

とができず、結果的に手つかずの形となり、今年度に入って再度リストが出力された際に現担当者が確認したところ、処理すべきリストであったことが発覚したという経緯がございます。

今回の事案につきましては、3年に1度の評価替えに関するものでございまして、毎年の処理業務でないことから、3年前の事務が確実に引き継がれなかったことに起因する誤りでございました。そのため、事務を確実に引き継がせるよう、過去の引継書や当時の担当者への確認を確実に実施させ、前後数年の事務スケジュールや課題を把握しながら、俯瞰的・多角的な視野を持って業務に取り組むよう、併せて指導してまいります。

今後につきましては、業務担当者とのコミュニケーションを図り、きめ細かく業務の進捗状況を把握するとともに、例えば、個々の業務フローを可視化できるようなシステムの導入など、より実効性のある具体的な管理方法について試行的に検討を始めておりまして、より一層ミスがなくなるよう、再発防止に努めてまいります。

続いて、課税算定の事務はどれくらいの日数を要したか。判明してからの説明が遅過ぎるのではないかと。町長の責任の所在についてお答えします。

固定資産税につきましては、毎年1月1日の賦課期日に固定資産を所有している者に対して課税される税金となっております。

令和6年度の課税算定における事務につきましては、令和5年1月より登記簿や農転等により変更となった土地の課税情報を固定資産システムに入力していき、最終的に12月に実際に現況を確認して、令和6年4月に納付書を発送しております。

今回の課税誤りにつきましては、10月25日に判明いたしましたが、修正作業を行いつつ、類似する誤りがほかにはないか調査を行っていたため、結果的に11月に入ってから報告となりました。また、6月の記者会見にて町長が謝罪をしており、今回職員の見処が後になったということでございます。

続きまして、3番目のご質問、衆議院選挙における入場券の発送の遅れについてお答えいたします。

事務ミスとは、定められたルールや手順を逸脱して正確な事務を怠ることにより発生するものであると認識しております。

今回、投票所入場券が期日前投票の始まる10月16日までに有権者に届かない事例は全国で相次いでおり、この要因については、衆議院の解散から公示までの期間が短かったため、業者からの納品が遅くなったことにより、発送のスケジュールが後ろ倒しになったものでございます。

とは申しても、通常であるならば、公示の日に着くべき投票所入場券が届かないと

いう不安も推察できることから、町といたしましても、有権者の方に対して防災行政無線、町のホームページやLINEでお知らせし、また、ぎなんフェスタ当日においても、投票所入場券がなくても期日前投票ができる旨のアナウンスも行っており、町としてやれるべきことは対応しており、今回の投票所入場券発送の遅れについては事務ミスであるとは受け止めておりません。

続いて4番目のご質問、公平委員会に訴えられた点についての進捗状況についてお答えいたします。

本件事案につきましては、公平委員会での審査中でございますので、一般質問での答弁は差し控えさせていただきますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。以上でございます。

○議長（櫻井 明君） 4番 村山博司議員。

○4番（村山博司君） それでは、再質問させていただきます。

まず、コンプライアンス推進委員会の進捗状況について、1点ご質問します。

今回、議会に説明があった令和7年度の機構改革について、アドバイザーからどのような助言があったかをお伺いいたします。また、機構改革に当たり、町長の意思や政策方針はどの部分に反映されているのかも併せてお伺いしたいと思います。

2つ目、固定資産税の課税誤りと投票所入場券の発送遅れについて再度質問いたします。

人間がやることですからミスは付き物です。しかしながら、発生したミスを外部に影響を与えないことが私は重要だと思います。

これまでも様々な事務ミス等が発生するたび、再発防止に努めますと判で押したような対応で、実際には現場まで共有されていないからこそ、また同じミスが発生してきたのではないのでしょうか。

そういう意味で質問したつもりでしたが、職員を処罰するだけではトカゲの尻尾切りで、その後の何の対策にもなりません。役場の内部統制が機能していないのか、トップの方針が職員一人一人に浸透できていないのか、本質的な再発防止とはどのようなものか、町長の所見をお伺いいたします。

3つ目、公平委員会についての進捗状況ですが、相も変わらず同じような答弁でしたが、ただ私は成功報酬というのが補正可決されたから違う角度での質問をしたつもりであります。

町長の所信表明で、私は議員当時、町の政策実施に至るプロセスにおいて、議会への説明が全く不十分で、議案の提出も度々唐突で強く善処を求めてきたことを忘れてはおりませんと述べてみえます。

そこで、公平委員会に対し、前福祉部長は個人を訴えたのか、あるいは町なのか、あるいは個人・町、両方を訴えたのか、そういったことも踏まえて弁護士委託料、特に弁護士報酬75万円に関する契約内容や報酬の算定基準をご説明ください。以上です。

○議長（櫻井 明君） 堀場康伸総務部長。

○総務部長（堀場康伸君） 村山議員の2項目め、コンプライアンス推進の取組についての1番目のコンプライアンス推進委員会の進捗状況についての再質問にお答えします。

コンプライアンス推進とは、組織として明確な経営理念、行動基準を作成することで、全職員が同じ方向を目指し職務を遂行していくことで、さらなる住民サービスの向上を目指すものでございます。

コンプライアンス推進と今回の機構改革については、全く別のものと考えておりますので、大久保コンプライアンス推進参与から助言などはいただいております。

また、令和7年度機構改革においては、全協において5つのコンセプトをご説明のほうをいたしました。

1つ目、ゼロ歳から18歳まで切れ目なく子供と家庭を支援。2つ目、みんなが主役、地域と協働のまちづくり。3つ目、町の魅力発信を強化。4つ目、災害は突然やってくる、危機対応力の強化。5つ目、コンプライアンス推進による組織力の向上。これらを実現するための今回の機構改革となります。

続きまして、2番目、3番目のご質問です。

コンプライアンス推進委員会の設置時にご説明のほうをいたしておりますけれども、固定資産税の課税誤りなど内部統制の機能不全の原因につきましては、組織の経営理念や行動基準がないことが問題を発生させた要因であると認識しております。議員ご指摘のとおり、内部統制の機能不全が担っているというふうに考えております。

先ほどの答弁でも、コンプライアンス推進委員会の進捗状況についてご説明いたしましたが、まさにこれから総務人事課を設置し、強力にコンプライアンス推進を進めてまいります。

まちづくりの経営理念、職員全員による行動基準を作成し、全職員が同じ方向を目指し職務を遂行することにより、事務ミスも減り、さらなる住民サービスの向上を目指してまいります。

最後に、公平委員会の関係でございます。

一般的に公平委員会の審査請求は、処分を受けた者が処分をした者に対し、その処分に対して不服を申し立てるものです。つまり、任命権者は岐南町長であることか

ら、岐南町に対して訴えを起こしているということでございます。

また、報酬の算定基準は、先日の議場でもご説明をいたしました。日弁連の旧弁護士報酬基準を採用し、経済的利益を800万円とし計算した基準額に消費税を加算した75万4,600円に実費・日当として審尋のための1日出張5万5,000円、郵送代としての900円の合計81万1,000円としております。これについては、公平委員会の審査終了後に支払いをいたすものでございます。以上でございます。

○議長（櫻井 明君） 4番 村山博司議員。

○4番（村山博司君） 議長のお許しをいただきましたので、再々質問させていただきます。

固定資産税の課税誤りについてもう一度お聞きします。

事の時系列をちょっと整理してみたいと思います。

先ほどこの担当部署から、このたびの固定資産税の課税誤りが内部発覚したのが10月25日というご説明がありました。

今回の該当者である町民の方が11月21日に税務課の窓口で追徴課税について質問に見えていました。偶然、私もその場に遭遇し、一緒に担当課の職員から説明を受けました。その同じ日の夕刻、岐南町役場は課税ミスに関する記者発表を急遽行いました。その後、11月27日付で追加の納付書を対象者に送付されたようであります。

このことが何を意味するかというと、町民からの指摘や私からの疑問の投げかけがなかったら、この案件は不問に付されているのではないかと勘ぐってしまいます。事は重大であります。この記者発表が町長の指示なのか、あるいは現場任せだったのか、いずれにしてもその判断はあまりにも危機管理に乏しい対応と言わざるを得ません。事の真相について町長の答弁を求めます。

それでは、選挙券の発送の遅れについて再々質問いたします。

先ほどの答弁で、投票所入場券は整理券のようなものというご説明がありましたが、そう理解している町民が果たしているのでしょうか。有権者はこれぐらい知っていて当たり前、役場職員しか知らない制度、あるいは行政目線の答弁であると理解されても仕方がないでしょう。

来年は知事選挙や国政選挙、町議会議員選挙があります。今回を教訓として事務改善をするべきと考えますが、先ほど指摘している再発防止の観点から、今後どのような改善策を講じるつもりか、町長にお尋ねしたいと思います。

町民の税金を無駄に使うことになり、町に損害を与えることのないよう見解を求めたいと思います。

それでは、公平委員会について再度ご質問します。

繰り返しもなりますが、前回9月議会での前福祉部長に関する新聞報道に対して、新聞記事の一方的な内容であると認めながらも、それに対して役場としては抗議・訂正の考えはないとのご答弁でありました。町が言った事実と異なる記事を全国紙の毎日新聞で知らされてしまったにもかかわらず、いまだ何の弁明もされておられません。私なりにこの事案について、様々な弁護士の方や、あるいは労働組合の幹部、衆議院議員、他の自治体の首長、県議会議員、市町村会議員、その他知り合いの人から質問を受けたり、情報提供などをいただきました。あるいは、私も直接公平委員会などに聞こうとしましたが、取りあえず公平委員会は答えてはいただけませんでした。

その内容をこの場で説明することは差し控えますが、今後民事裁判になった場合、その費用は誰が払うべきなのか。私は当然、新聞で報道されたとおり、本案件は突然の不当解雇だと思っていますので、町長自ら払うべきだと思います。仮に町が支払うことになれば、これまた町民の税金を無駄遣いすることになりはしませんか。

本案件につきましては、先ほど来、公平委員会の審議中でございますので、一般質問での答弁は差し控えさせていただきますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げますというつもりでしたが、今後のことも踏まえ、できる限り分かる範囲内での真摯なご答弁をお願いしたいと思います。以上です。

町長にお伺いいたします。

○議長（櫻井 明君） 暫時休憩いたします。

午前11時09分 休憩

午前11時15分 再開

○議長（櫻井 明君） 休憩を終わり、会議を再開いたします。

堀場康伸総務部長。

○総務部長（堀場康伸君） 村山議員さんの再々質問にお答えいたします。

まず、固定資産税の課税誤りの件ですけれども、10月25日に今回の課税誤りについて判明いたしまして、修正作業を行いつつ類似する誤りがほかにはないか調査を行い、それがほぼ終了したのが21日で、その日の夕方にプレスリリースに流してということになります。

あと、入場券につきましては、入場券がなくては投票できないということはないので、公示日に速やかに届くように今までも選挙の際にはしておりましたが、今回は公示日までの解散から公示日までの期間が短かったということで、入場券の発送が後ろ倒しになったことにより、届かない、公示日後に届くというケースがありまし

た。

これについては、今までの選挙についても同じ対応でやっておりますので、知らない住民の方については、これからも理解していただけるよう啓発などをしてまいりたいと思います。

最後、公平委員会の件でございますが、こちらのほうも繰り返しになりますけれども、現在審理中でございますので、一般質問での答弁のほうは差し控えさせていただきますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。以上でございます。

○議長（櫻井 明君） ここで暫時休憩いたします。11時25分から再開いたします。

午前11時17分 休憩

午前11時24分 再開

○議長（櫻井 明君） 休憩を終わり、会議を再開いたします。

2番 加藤雅浩議員。

○2番（加藤雅浩君） 2番議員 加藤でございます。

議長のお許しをいただきましたので、大きく4点質問をさせていただきます。

まず1つ目であります。議員によるほほえみ会館での当て逃げ事件についてということについて質問をさせていただきます。

当て逃げとは、一般的に物損事故を起こした加害者が現場から逃走すること、またその罪をいいます。ただの物損事故の場合には刑事責任や行政責任は問われず、罪とはならないわけなんですけれども、事故を起こした場合には、たとえ物損事故であっても道路交通法72条により直ちに適切な措置を講じて警察に報告しなければならない義務があります。

これは、運転免許を持たれている方は全ての人が知っている話であります。

道路交通法72条より関係部分を抜粋いたしますと、交通事故があったときは、当該交通事故に係る車両等の運転者は直ちに車両等の運転を停止して、道路における危険を防止する等、必要な措置を講じなければならない。この場合において、当該車両等の運転者は、直ちに最寄りの警察署の警察官に当該事故が発生した日時及び場所、当該交通事故における損壊した物及びその損壊の程度、当該交通事故について講じた措置を報告しなければならないとあります。

つまり、ただの物損事故ではなく、現場から逃走する当て逃げという行為は必然的に同法に違反することとなります。

物損事故における救護措置義務違反に対しては、道路交通法第117条の5第1号が適用され、当て逃げの場合には1年以下の懲役、または10万円以下の罰金が科されま

す。また、警察への交通事故の報告義務に違反した場合の罰則は同法第119条1項10号で定められており、3か月以下の懲役、または5万円以下の罰金に処せられます。これが刑事罰です。

また、行政罰として、物損事故の当て逃げの場合には、基礎点数、安全運転義務違反2点、それから当て逃げによる付加点数、危険防止措置義務違反5点の合計7点が加算され、一発で免停になる重い罪になります。

一発で免停するという違反といいますと、例えば分かりやすくいうと速度超過違反。一般道で30キロ以上の違反の場合は一発で免停になる。さらに、この事故をした車両でそのまま公道を走行した場合には、整備不良による公道の走行ということでさらに違反が科されるわけであります。

いずれにしても、事故を起こした場合には現場で警察に事故を報告し、施設管理人にその旨を伝え、車両の損傷が激しい場合にはレッカー移動するなど、周囲の安全に配慮した行動が求められるわけであります。

そこで、今回、町に対しまして情報公開請求をして、ほほえみ会館での事故の報告書を入手いたしました。

受付年月日、事故の日は令和5年12月5日。昨年12月になりますけれども、この昨年12月に起きた事故について、まず事故当時の状況はどのようなものか、そしてその後の対応についての報告はどのようになされたのか。また、作成された報告書、この報告書ですけれども、決裁印が押されておられません。この決裁印が押されていないのはなぜか。この3点についてお答えをいただきたいと思います。

○議長（櫻井 明君） 小野木崇夫住民部長。

○住民部長（小野木崇夫君） 加藤議員の1項目め、議員によるほほえみ会館での当て逃げ事件についての1番目のご質問、事故当時の状況はどのようなものか、2番目のご質問、その後の対応についての報告はどのようになされたか及び3番目のご質問、作成された報告書に決裁印が押されていないのはなぜかについては内容が関連しておりますので、併せてお答えいたします。

令和5年12月5日午前9時10分頃に発生したほほえみ会館駐車場での車両事故当時の状況でございますが、当時、自治会による分別回収が行われておりました。そこへ来館した車両が、自転車置場のコンクリート壁に衝突したと管理人から連絡を受けました。連絡の内容は、事故の状況、けが人の有無と建物の損傷状態でした。

連絡を受けた公民館職員は、すぐに現地へ向かっております。現地には事故車両はなく、車両の破損した部品が散乱しており、コンクリート壁の損傷状態を確認したところ、こすった程度で改修を必要とする被害は見受けられませんでした。

その後、管理人から車両を運転していた事故当事者である議員が来館していると連絡を受けたため、警察への被害届は提出せず、現地において損傷状態と事故の経緯について確認いたしました。

これらの事故状況について報告書を作成し、部内で回議する前に現地写真と併せて前町長に報告しました。

報告書につきましては、前町長が回議をする必要がないとの判断であったことから、押印はせず、報告記録として取り扱いました。以上でございます。

○議長（櫻井 明君） 2番 加藤雅浩議員。

○2番（加藤雅浩君） 2番議員 加藤でございます。

ただいまの答弁に対しまして再質問をさせていただきます。

今、事故の概要についてざっくりとお話をさせていただきました。私の手元にあるこの報告書の内容がもう少し詳しく書かれておりますので、再質問に併せてちょっと説明をさせていただきます。

令和5年12月5日の9時10分頃、分別回収を行っていた自治会員から、ほほえみ会館駐車場内北側の自転車置場の壁に自動車が発生したと通報があり、現場確認に向かった。管理人が駐車場に出たところ、事故車両が駐車場から出ていくところで、その場に居合わせた自治会員が制止をしたが、「大丈夫」と言い立ち去ってしまった。けが人等はいなかったが、現場には破損した自動車の部品が散らばっており、また建物の衝突箇所には擦ったような跡があり、車の破片が付着している状態であった。

同9時20分、役場職員がほほえみ会館の駐車場に到着。現場には自動車の部品が一部散乱し、追突した鉄筋の壁には車の破片が付着していることを確認する。散乱している部品はまとめて管理人室で保管し、破片等の清掃を管理人がしたところです。

その後、12時30分に事故をした————が来館していると連絡があり……。

〔「議長」との声あり〕

○2番（加藤雅浩君） 役場職員がほほえみ会館に行き……。

○議長（櫻井 明君） 加藤議員、訂正してください。

○2番（加藤雅浩君） 何ですか。ちょっと時計止めてください。

○議長（櫻井 明君） 時計止めて。

○2番（加藤雅浩君） 何で、理由は。

○議長（櫻井 明君） 個人情報。

○2番（加藤雅浩君） 個人情報じゃないですよ。事実。

〔「事実じゃないこともありますから」との声あり〕

○2番（加藤雅浩君） 事実じゃないんですか。

〔「うん」との声あり〕

○議長（櫻井 明君） 事実じゃないかどうか知らんけれども、個人名は。

○2番（加藤雅浩君） 分かりました。

今、———から抗議がありましたので、この件が———だったということは訂正させていただきます。

それで、自動車ディーラーの方とそのときに話をしているらしいんですけれども、その保管した部品をそのときに返却した。ちょっと黒塗りにしているので名前がどっちかというのは分からないんですけれども、物損事故であるので警察に届けなしで保険で修理する、後日、保険会社から職員に連絡が入ると言われたというふうに職員は聞いているわけです。

恐らく、こういう言い方をしているということは、この時点では警察に届出はしていないはずです。警察に届出がしてあるのであれば、こういう言い方は恐らくしていないということだと思います。

今回問題になっているのは何かというと、今、答弁の中でもありましたけれども、事故を起こした後、その後、管理人から車両を運転した事故当事者である議員が来館していると連絡を受けたため警察へ被害届は出さなかったと言っているわけなんですけれども、本来であればこの事故を起こして当て逃げをした状態を見た場合には、すぐに警察に通報するべきなんですよ。

もちろん、その当時にいた人たちがその当て逃げをした方を誰かというのが分かっていたらまだ分かるんですけれども、私がこの事故の後に現場に行った職員から聞き取りをしたところ、その当時いた自治会の役員の方々にどういう人でしたかという話を聞いたところ、バッジのようなものはしていたから何となく議員さんっぽい人であったということを言われたので、じゃあ、ホームページにある議員の一覧で顔写真を見せてどの方ですかということを確認したら、この中には何かいなさそうな感じということで、はっきりとは誰か分からなかった、その時点では。

というようなところで、この時点では被疑者が誰か分からない状態であるのであれば速やかに通報するのが通常ではないかというふうに思うわけなんですけれども、この点について、役場の対応として副町長にお尋ねいたします。

警察への通報がなされなかったということについてはなぜか、お答えをいただきたいと思います。

そして、令和6年1月11日に議会制度改革検討会の中において、本人が議会のほかの皆さんですね、私はその当時議員ではなかったのではありませんでしたけれども、その当時いた議員さんに対して、本人がそのことについての説明はなされているようです。

ただ、このときにご本人の話だけを聞いて、行政側の話というのは聞いていないようなんですね。であれば、今回、議会で行政側に証言を求めた場合に、そのことについて対応していただけるかどうかお答えをいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（櫻井 明君） 傍島敬隆副町長。

○副町長（傍島敬隆君） ただいまの加藤議員の再質問2点についてお答えをさせていただきます。

通常であれば、今回のように施設内の駐車場において、あるいは駐輪場において事故が発生し、連絡を受けた職員が現場を確認して事故車両がなかった場合、直ちにその時点で警察へ被害を通報、連絡することになっております。

しかし、その当時につきましては、当時の状況をお聞きしますと、公民館職員が現地を確認し、そのときに前町長の判断を仰ぐべしというような判断をされた結果であろうと思っております。今回のことについてはそうであろうと思っております。

しかしながら、先日、今の現町長とも確認はしておりますけど、連絡を受けた職員が直ちに警察へ被害を連絡するとともに、町長、副町長につきましても同時に連絡してくださいというふうには確認をいたしておるところでございます。

2点目につきましては、その案件の内容にもよるんですが、必要であればできる範囲で丁寧の説明をさせていただきたいというふうには考えておりますので、よろしくお願いいたします。以上です。

○議長（櫻井 明君） 2番 加藤雅浩議員。

○2番（加藤雅浩君） 2番議員 加藤でございます。

次に、2つ目の質問。信頼される政治を取り戻すためにということで質問をさせていただきます。

今あったような当て逃げの事故が議会という組織の中で問題として提起されたときに、議会としてはじゃあどういう対応を取るべきなのかというところでいくと、本来、議会の中には政治倫理条例というものがあって、議会として議員が不適切をした場合にそのことについてきちっと処罰をする、議会としての対応をするという規定があるわけなんですけれども、昨年起きました町の前町長によるハラスメント事件によって、今回9月の議会に、先ほど村山議員も自ら質問をされておりましたけれども、ハラスメント条例をつくるときにコンプライアンス委員会に対しての予算が可決をされました。

そのときに松本議員が、コンプライアンス推進委員会の設置について、行政は法令遵守の見本であり、できていて当然ということを町民の税金を使ってまでこのような

要綱でスローガンをつくり、職員の意識改革をしなければならないのかというすばらしい質問をされています。僕は、このことについては一理あると思っています。

なぜかという、本来、組織というのは自らの組織の中で起きた問題を、自浄作用を働かせて改善していくというのが本来あるべき姿。ただ、昨年起きたハラスメントの一連の問題に対して自浄作用が働かなかったということに対しては、やはり外部の力を借りてこれから行政の組織そのものを立て直していくということが求められてくるわけです。

じゃあ議会はどうなんだといったときに、議会がその自浄作用が働かない状態、ましてや既に条例があって政治倫理条例に違反しても何ら処罰をされていないという議会の現状を鑑みたときに、今回、これは昨年ですね、重大なコンプライアンス違反とされるハラスメントについての条例が3月に制定されるという話でありますけれども、その場合に本当に適切に運用がなされるのか。

今回のこの決裁文書に印鑑が押されていないのもそうです。先ほど再質問の中での副町長の答弁もありましたけれども、いわゆる町長の指示によってこの決裁を回すということを止めた。そして、通報するというところについても、町長の指示、判断を仰ぐというところで、そこで止まってしまっているという現状を鑑みたときに、組織の中での自浄作用であるとか、組織としての当たり前のコンプライアンスに対しての規範意識というものが正しく実施されるのかということについて、行政の見解をお伺いいたします。

また、選挙で選ばれた常勤、非常勤の特別職への処分というのは非常に難しいわけなんですよ。

特に、議会の場合だと政治倫理条例であるとか、例えばそういったところでいくと、戒告、それから陳謝、そして出席停止、除名という、大きく分けると4つの処分があるんですけれども、じゃあどのことに対してどの罰則を当てはめるのが果たして適切なのか。

本来であれば、こういったことを起こした自らがいろんなこと、処分に対して考えていくというのが普通だと思うんですけれども、昨年の例えば町長に関しても最終的に自ら罰するということはしなかった。副町長に関しては、その後、自らの減給という対処をしたわけなんですけれども、じゃあ、今後、今の町長だけではなしに、これから先岐南町で首長になる方が何か問題を起こしたときに、果たしてその自浄作用がその条例の中できちっと発揮されるのか、そうした判断基準をその条例の中で示すことができるのかということについては、特にこの選挙で選ばれた特別職というものに対しては難しい問題であると考えますけれども、その点についての考えをお聞かせい

ただきたいと思います。

○議長（櫻井 明君） 堀場康伸総務部長。

○総務部長（堀場康伸君） 加藤議員の２項目め、信頼される政治を取り戻すための１番目のご質問、ハラスメントを防止する条例が制定された場合に適切な運用がされるかについてお答えいたします。

現在運用されているハラスメント防止規程の問題点は、特別職が行為者となった場合の規定が設けられていないことが最も大きな問題であると認識しております。そうしたことから、新たに制定するハラスメント防止条例に関しては、こうした課題をクリアし、適切または実効的に運用できなければならないと考えております。

適切に運用されるためには、相談しやすい窓口体制、相談者、通報者のプライバシーを保護し、報復禁止措置など不利益な取扱いを受けない体制、公平・中立な調査体制、効果的な罰則が挙げられます。

相談しやすい窓口体制については、現在総務課職員４名による相談体制となっておりますが、今後は総務課に限らず全庁的に相談員を配置し、また人数の増員も検討しております。

また、内部のみならず、外部相談窓口の設置や公平委員会のハラスメント相談窓口としての周知を図るなど、相談者が選択できる体制を整備することが早期の事案の把握や対応が可能になると考えております。

相談者等のプライバシー保護や不利益な取扱いを禁止する体制については、今回のハラスメント事案において、行為者による相談者の特定行為や人事面での報復を恐れたことにより事案が長期化、深刻化した経緯を踏まえ、相談員の研修強化によるプライバシー保護の徹底や報復禁止措置を盛り込むなど、相談者が守られる規定を検討してまいりたいと考えております。

公平・中立な調査につきましては、特別職が対象となった場合は今回の事案同様、速やかに第三者による調査を行うことができる規定を検討しております。

効果的な罰則については後ほど答弁させていただきますが、ハラスメントが認定された場合、条例において特別職に対し罰則を規定、適用したり、懲戒処分を行ったりする規定を設けることは困難であります。制裁的な意味合いを含め公表することは条例で規定することが可能ですので、こうした法令の範囲内での実質罰則に当たる規定を検討したいと考えております。

こうした体制を強化することで、これまでの事案で機能しなかった特別職によるハラスメント事案の抑止や起きてしまった場合の適切な対応が可能であると考えておりますので、引き続き他市町村の先行事例を調査・研究しながら、来年３月の条例制定

を目指したいと考えております。

しかしながら、こうしたルールによる抑止、対応以前に、第一義的には民主主義の過程において町民から町政の信託をされた町長や議員、町民全体の奉仕者である町職員は、高い倫理観を保持し、公共の利益のために誠実かつ公正に職務を遂行しなければなりません。現在、こうした職員の倫理保持規定や行動指針が存在しないことから、現在設置されている岐南町コンプライアンス推進委員会においてこうした職員のあるべき行動指針の策定に向けて全庁的に取り組んでおります。

適切な運用規定に併せて、こうした行動指針策定による職員の意識改革によって重大なコンプライアンス違反を未然に防ぎ、速やかに対応できるようにしてまいりたいと考えております。

続きまして、2番目のご質問、選挙で選ばれた常勤または非常勤の特別職への処分の判断基準を内部で決められるかについてお答えいたします。

特別職の地方公務員には、地方公務員法第4条第2項の規定により、法律に特別の規定がある場合を除き同法は適用されないことから、一般職の地方公務員に適用される同法第29条に基づく懲戒処分を行うことはできません。

議員ご質問の選挙で選ばれた常勤または非常勤の特別職とは、本町におきましては町長及び町議会議員のことを指しているものと思いますが、さきに述べましたとおり、町長及び町議会議員は特別職に当たり、かつ法律に特別の規定もないことから地方公務員法に規定する懲戒処分を行うことはできません。そのため、特別職への処分の判断基準を内部で決定することは困難であると考えております。

そうしたことから、現在制定中であるハラスメント防止条例は、特別職が当事者となった場合、速やかに第三者による調査を実施し、中立・公正な立場で判断していただくような規定を盛り込むことは必須であると考えております。以上でございます。

○議長（櫻井 明君） 2番 加藤雅浩議員。

○2番（加藤雅浩君） 2番議員 加藤でございます。

ただいまの答弁に対しましての再質問をさせていただきます。

おおむねお答えいただいておりますけれども、一番のポイントは、先ほども、何回もお見せしますが、ここに決裁印が押されていない状態になっていると。町長からも、この情報については職員に対してしゃべらないような、しゃべらないよというように暗にそういったことがあって、役場の中の職員の内部の中でも知っている人はかなり限られた状態になってしまっている。要は、この問題が発生したときに隠蔽をされてしまったら、議会としてはその問題について分かるまで何も対応ができていけないということがそもそもの問題になっている。

問題は問題として、起きたのであればそこに対してはしっかりと起きたことを反省し、じゃあ次にどうしていくのかということを考えていくためには、やはりこういった情報というのはしっかりとオープンに公開していく必要がある。

昨年のハラスメントの問題でも同じことですよね。起きたことに対して、前町長に対してのいろんな注意とかは内部でしていたようなんだけど、それが内部の中だけで完結してしまい、恐らく議員さんの中にもあまり話としては伝わっていなかった。だから、内部でたまったものが一気に爆発してああいいうようなことになってしまったんだと思いますので、どんな小さなことであったとしても、事が起きたときにはしっかりとオープンにできるような関係、特に公文書上で広く役場の中の組織として共通の認識として持っておらなければいけないような問題については回覧を回す、決裁をしっかりと取るというような当たり前のことをしていくべきだと考えますけれども、今後、条例ができたときにそういった対応がしっかりとできていくのかどうか、そのことについてお答えをいただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（櫻井 明君） 後藤友紀町長。

○町長（後藤友紀君） それでは、加藤議員の再質問にお答えをいたします。

今回、町では行政と議会と別々のハラスメント条例の制定を予定してございます。それにより、立場の違うそれぞれの組織においてしっかりと機能するハラスメント条例を制定していくとともに、行政としては、本質的な組織風土の改善や内部統制を含めてコンプライアンス委員会において取り組み、このプロセスの公開も含めて透明性を高め、町民の皆さんの信頼回復に向けてハラスメントの根絶を達成したいと考えております。どうかよろしくお願いいたします。以上でございます。

○議長（櫻井 明君） 2番 加藤雅浩議員。

○2番（加藤雅浩君） 2番議員 加藤でございます。

こういった問題というのは、多かれ少なかれ、何か起きたときにどう対応するかというのが大事です。

議会はチェックする立場でありますので、議会内部で起きた問題については自浄作用をしっかりと働かせないと、幾ら行政とかを追及していたとしても、どの口が言っているんだというふうに住民や行政から言われないような組織になっていく必要があるのではないかと。

そうしたチェック機能を果たす上で、次に3つ目の質問になるわけなんですけれども、新年度予算の編成方針についてお伺いをしたいと思います。

先ほど村山議員も質問しておりましたけれども、令和7年度の税収見込みについてまずお答えをいただきたいと思います。

その中で、新年度実施予定の重点施策について新規に取り組む事業が何かあるか、実施事業の見直しに向けた取組があるか、現時点でお話できることがあればお話しいただきたいと思います。

3番目、物価高、人件費増の影響というのが皆さんの生活の中でも大きく影響しているわけなんですけれども、こうした問題が新年度予算にどのような影響を及ぼすのか、お答えをいただきたいと思います。以上です。

○議長（櫻井 明君） 堀場康伸総務部長。

○総務部長（堀場康伸君） 加藤議員の3項目め、新年度予算の編成方針についての1番目のご質問、令和7年度の税収見込みはについてお答えいたします。

令和7年度の税収見込みの総額につきましては、現時点での概算額として、本年度当初予算額を1億3,000万円上回る42億8,000万円を見込んでおります。

基幹税目である個人住民税につきましては、9月末現在の納税義務者数が前年同月末より80人ほど増加し、また賃上げ等の影響により給与所得の多少の増加が見込まれることから、本年度より1,000万円増の15億7,000万円を見込んでおります。

また、法人町民税につきましては、新規開業する法人が微増傾向にあること、引き続き企業業績が堅調に推移すると予想されることから、今年度同額の2億6,000万円を見込んでおります。

次に、住民税と並ぶ基幹税目である固定資産税のうち、家屋につきましては、本年度は評価替え年度であり、既存家屋の税額が一斉に下がった反面、令和7年度は据置き年度であること、また引き続き家屋の新築が堅調に推移していることから、7,000万円増の9億1,000万円を見込みました。

土地につきましても、評価替えに伴う路線価の低減の影響がなくなり、令和7年度は据置き年度であるのに加え、引き続き農地から宅地等への転用が堅調に推移することから、新年度については2,000万円増の9億5,000万円を見込みました。

償却資産につきましても、引き続き堅調な設備投資が見込まれることから、微増の2億1,000万円を見込んでおります。

以上、固定資産税合計で1億円増の20億8,000万円を見込んでおります。

軽自動車税については、一時期の半導体供給の滞りによる減産の影響を脱し、登録台数が堅調に増加していることから、1,000万円増の1億1,000万円を見込んでおります。

町たばこ税につきましては、増税しても禁煙しない言わば岩盤支持層の喫煙者の存在により堅調に推移しておりましたが、本年度に入り頭打ちの傾向が見られることから、微減の2億1,000万円を見込んでおります。

以上が現時点での令和7年度の税収見込みでございますが、町税にあっては自主財源の根幹をなすものであるため、今後の予算編成作業におきましては税制における国の動向、また経済情勢の動向等を十分に勘案し、精査の上、予算計上させていただく予定でございます。

次に、2番目のご質問、新年度実施予定の重点施策についてお答えいたします。

まず、新規に取り組む主な事業につきましては、予算編成作業中でございますので査定段階における個々の事業内容についてはお答えすることができない状況でございます。その上で、現状お答えできる内容といたしましては、来年度新規に取り組む事業の検討内容には、町長が示された公約の実現に関するものが含まれております。

また、新規の事業計画については担当部局より提出されておりますが、予算が限られる中で全ての新規事業計画を実施することはできませんので、予算編成の中でそれらを適切に精査し、新年度予算へ計上いたします。

続きまして、事業の見直しに向けた取組についてお答えいたします。

このことにつきましても、予算編成作業中でございますので、既存事業の見直し内容や事業の継続期間についてはお答えできない状況にあることをご理解いただきたいと思います。

当町の予算編成においては、全ての歳出を町税等の自己財源で賄っているわけではなく、新たな事業を進める際には、該当する事業が国・県の交付金や補助金に該当しなければ基金の繰入れ、起債を当てにすることになり、町財政の硬直化を招くことになります。

厳しい財政状況にある中、限られた予算内で必要な施策を行っていくには、効果の高い新規事業やニーズの高い既存事業に集中する事務事業の選択と集中が不可欠であると認識しており、これを推し進めていく必要がございます。

今年度は、漫然と既存事業を継続することなく、事業内容のアップデートにより高い効果を得る方法の検討や、住民満足度や効果が低いと思われる事業については廃止や縮小の検討を行うように指示をいたしました。

今後は、より効果的に必要事業に予算配分が行えるよう、これまでの積み上げ型予算編成から事業の担当課ごとに予算枠を設定し、担当課の裁量で予算配分が可能となる、いわゆる枠配分型の予算編成の導入を次年度以降に検討してまいります。以上でございます。

○議長（櫻井 明君） 2番 加藤雅浩議員。

○2番（加藤雅浩君） 2番議員 加藤でございます。

先ほどは失礼いたしました。通告に出したつもりが記入漏れがあったようで、質問

の項目がなかったということで、大変失礼をいたしました。

次に移っていききたいと思います。

4つ目、教育委員会の在り方とネクストギガに向けた取組ということで、今、羽島郡は2町の教育委員会で運営がされております。

教育委員会というのは、本来、政治からの中立性を保つために行政からは独立した機関としてそれぞれの市町村に設置されるものであるわけなんですけど、羽島郡におきましては、全国でも唯一のといってもいいと思いますけれども、共同設置の教育委員会ということで運営をしております。

従前からこのことについては課題として提起しているところではあるんですけども、本来その教育委員会のやるべき仕事というところで行くと、まずは学校の運営、最終的な権限は校長にありますけれども、教育委員会としてはその管轄する区域内の学校についての運営というのをやっている。

それから、学校の運営だけではなくに、社会教育であるとかいろいろなことがあるんですけども、特に、例えば学校の設置とか、建て替えとか更新とか、そういったものも教育委員会の管轄の中、仕事の中に入ってくるわけなんです。

予算としては、一般会計の中に普通は通常は入っているわけなんですけれども、今、羽島郡は2町の教育委員会というところで、その2町の教育委員会に関わる部分だけ切り出して特別会計としてやっておりますけれども、その他の予算については一般会計の中に入っていると。それが現状です。

本来、共同設置の教育委員会のあるべき姿というところで行くと、単独設置の教育委員会と同様に、教育委員会の中にそうした事務機能もしっかり持って、学校の運営だけではなくに社会教育や学校の将来的な建て替えとか、いろんな統廃合のことも含めてできるような事務機能が本来あるべきなんですけれども、いかんせん2町でやっているというところ、それぞれの一般会計の中に予算を持っているという関係上で、なかなか一本化して教育委員会の中にそういった事務機能を持たないというのが現状になっているわけです。

ですので、ここでお話をしたいのは、共同設置の本来教育委員会があるべき姿とはどういうふうに考えてみえるのかということ。それから、単独設置の教育委員会との違いというのはどこにあるのか。さらには、二町教育委員会における教育の最終責任者とは一体誰になるのか。

本来であれば、教育の責任者というのは教育長になるわけなんですけれども、先ほどお話ししたとおり、教育の権限については教育長にあるんだけれども、予算の権限については一般会計、そして行政部局の中に生涯教育課という、今現状、岐南町の場合

合は課があって、その課がやっているということは、そのトップは町長になるわけですね。そうすると、予算をつける側と執行する側の責任者が違ってきたときに、何か問題が起きたときに、誰がじゃあ最終責任を取っているいろんなことを進めていくのかということが問題になってくるわけです。

特に、具体的に分かりやすく話をすると、例えば岐南中の借地の問題があります。今、岐南町の借地の問題をずうっと取り組んできたときは、恐らく行政側の生涯教育課が取り組んでやってきた部分なんですけど、本来であれば教育委員会が学校の設置、施設、建物とかについての管理をする権限を持っているので、教育委員会がそういった地主の方との交渉とかをしていくのが恐らく本来の在り方なんですよね。

もっと言うと、これから先、コロナ以降生まれた子供の数というのが物すごい少なくなってきた。そうすると、将来的な統廃合、学校の統廃合とか学校再編とかということも含めて考えたときに、じゃあ今の教育委員会が主体的になってそれを実行するのか、もしくは行政側がそれを主体的になってやるのかといったところの責任の所在というのは明確になっていないですよね。どっちがやるんだと。

例えば、教育委員会が動き出したとしても、行政側がその予算をつけられないよと言ってしまえばそれだけのことだし、行政側が仮に動いたとしても、教育委員会としてはそういうことを望んでいませんと言われたらそれだけのこと。要は、責任と実行する部隊のところがきちっと一致した形で動いていけば、大きな物事というのも進んでいくわけなんです。

分かりやすく言うと、例えば北方町がその例で、今、学校再編も含めて義務教育学校をつくって、学校の再編というのをしました。それは単独設置の教育委員会だったからこそ進められた話ではないかなというふうに思うわけなんです。

例えば、2町であるなら、岐南と笠松という行政区域はあるにしても一つの教育委員会として考えたときに、例えば東小校区、それから笠松の下羽栗校区というのを一つの学校区と考えて、その区域で一つの学校というのをつくっていけば、通学範囲というのも非常に狭い範囲で通いやすくなったりとかということも考えられるわけなんですけど、いかんせん今予算はそれぞれの町が持っているとなると、例えば教育費の無償化している、していないというところで、そういったことが教育委員会一つとはいえ行政区域が違うところでまたがってやっているとなかなか難しいよねという話になってしまうわけなんです。

なので、本来のあるべき形というのは、教育委員会が2町でやっているのであればそこにまつわる予算は教育委員会がしっかり持って、そういった教育施策に関しても教育委員会が主体となって動いていくというような形を取れるような形になっていく

のが理想になるわけなんです、この予算要求における教育長の立場とはどういったものなのか。そして、予算執行における町長の立場とはどういったものなのか。さらにいうと、共同設置の場合の最終責任者というのは本当は誰なのかということをお答えいただきたいと思います。

最後、ネクストギガを見据えた個別最適化への取組というところで、以前から勉強とか学びに関しての個別最適化というのは議会の中でもしてきているわけなんです、ネクストギガというのをあんまり聞いたことないと思います。

2020年ぐらいですかね。文部科学省がGIGAスクール構想ということで、1人1台のタブレットを児童・生徒に配り、そうしたITを活用した学習の効率化を進めてやってきました。それが一応、一通りそれがファーストギガという言い方をするんですが、次のギガなのでネクストギガと言ったり、セカンドギガと言ったりするわけなんですけれども、そのネクストギガを見据えた個別最適化への取組というのをそろそろちょっと真剣に考えながらやっていかないといけないなということがあるわけです。

なぜかというのですね、ちょっと前に大阪の教育に関する展示会に行ったときに、文部科学省のこのGIGAスクールの責任者の方のお話を聞いてきました。

そのときにその方がおっしゃっていたのは、今回、一番最初の予算は財務省に対して、そういったIT化の動きの中で1人1台のタブレット端末を全て国の予算でやるということを何とか認めてもらえた。ネクストギガのときも、始まってまだ5年なので具体的な成果というのはまだ出ていない。ただ、財務省のほうからは、そうはいつでもある程度そういった目に見える形というのも示してほしいよねと言われながらも、何とか予算としては通った。じゃあ、これからネクストギガの5年間が終わった後、今度、次のサードギガに移ったときには、今の形ではっきりとタブレットとかIT端末を使った学習の効果というのが目に見える形で財務省とかに示す形ができないと、なかなか文部科学省としても1人1台のタブレットの予算をつけてもらうということが難しい状況になってしまうと。だから、ここのネクストギガが大事なんだと。

具体的に、じゃあもし予算がつかなかったときにどうなるかという、今1人1台タブレットを配っているものが壊れるまで使っていくんだけど、1台壊れ、2台壊れていって足りなくなってくると大体班に1台ずつになってきて、それでも足りなくなってきたらクラス1台になってきてというような状況になる学校と、しっかりと予算をつける学校は全部に配れるよという学力の差というか、教育環境の差も出てしまう。

そういったことがないように、しっかりと国としてもそういった要望を財務省に対してしていくためには、それぞれの教育委員会の中でやはりこのギガというものにつ

いて使い道というのをしっかり考えてやっていただきたいというようなことをおっしゃっていました。

特にその方がおっしゃっていたのは、タブレットという当初は異物のような感じで飛び込んできたんだけど、今の学習指導要領とすごく親和性が高いんですね。そうしたものをどう使うかというところで、今まではタブレットという別のものだったものを鉛筆や消しゴム、文房具と同じような感覚で使えるようにその授業の中で取組をしていってほしい。そういったことが最終的な目指すところ、これからの時代の子供たちの学びについて目指すところなんだというような話をおっしゃっておられまして、まさにそのとおりだなというふうに感じたわけなんですけれども、そうしたネクストギガを見据えた個別最適化への取組というのを今現状の教育委員会の中でどういったことを考えてみえるのか。次世代端末についてはおおむね選定は決まっているようですけれども、具体的にどういった取組をされる予定があるのかお答えをいただきたいと思います。以上です。

○議長（櫻井 明君） 野原弘康教育長。

○教育長（野原弘康君） 加藤議員の大きく5点のご質問にお答えをしたいというふうに思います。

1点目の共同設置の教育委員会のあるべき姿についてお答えをします。

これは、共同設置に至る経緯の視点を踏まえてお答えをしたいと思います。

ちょっと遡りますけれども、昭和44年7月に共同設置である羽島郡教育委員会が発足をいたしました。

発足に当たり、調査・研究の末、結論づけられたことは、教育行政の複雑化、事務量の増加に伴い、各町の地域住民の期待に応えるには教育委員会を統合し、一層充実強化を図ることが望ましい。また、各町の教育委員会の規模においては、特に財政的な節約のため、抜本的な解決は困難であるとの考えから共同設置の教育委員会として目指したところは、これから申し上げます5点に集約されております。

1点目、事務局職員及び事務処理体制の確立による、いわゆる能率的な教育行政。2点目、教職員人事の広域化と適正化を図る人事の確保と配置の合理化。3点目、指導体制・研修体制の確立による学校教育の発展と向上。4点目、教育行政の広域化による教育格差の是正。5点目、地域の実情に即した社会教育の充実と健全な社会教育団体の育成でございます。

また、昭和51年7月ですけれども、羽島郡教育委員会に「四町」の2文字を加えて、羽島郡四町教育委員会と名称が変更されました。

この町の意味がどういう意味があるかといいますと、これまでの7年間の多くの成

果の上に、今後さらに各町の特色を生かしたきめ細かな教育行政を展開することへの願いが、その四町の中には含まれております。

これらのこと、そして現在、現状を踏まえますと、各町の特色を生かしつつ、先ほど述べました5点に集約された目指すところが加藤議員のご質問にあるあるべき姿であるというふうに捉えております。

続いて、2番目のご質問、単独設置の教育委員会との違いについてでございますけれども、これについては共同設置教育委員会の利点、また配慮、課題の視点からお答えをしたいというふうに思っています。

共同設置の教育委員会の利点として8点ほどございますけれども、1点目、郡内教育施設の備品等を共有して活用できるなど、経費の削減につながっていること。羽島郡二町教育委員会で教職員の人事異動等の人事管理ができること。同規模の町村単独設置教育委員会と比べたときに、多くの指導主事等を事務局員として配置できていること。学校訪問等の指導を含め、教職員の研修が充実できていること。社会教育の充実に向けた職員配置ができていること。羽島郡全体での活動や、行事、研修を含みますけれども、のよさを生かすことができていること。7点目として、各町の特色ある生涯学習活動、あるいは地域学校協働活動を推進できること。8点目、各町の文化や財産等を両町で共有し、児童・生徒の教育の充実に生かせることなどが挙げられます。

一方で、教育委員会が各町にとって離れた存在にならないよう努めること、2点目として、各町における施設設備の整備状況が異なってくること。3点目、会議や行事等への参加に伴い、倍の労力が必要となってくること。4点目、一つの事業に対し、各町の担当課と羽島郡二町教育委員会の役割が重複することもあり、そうした場合の役割を明確にすることなどの配慮や課題を感じております。

これが単独設置の教育委員会との違いであると捉えております。

続いて、3番目のご質問。

羽島郡二町教育委員会における教育の最終責任者についてお答えをします。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条には、教育長は教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表するとあります。具体の事務を執行する教育行政の第一義的な責任者であることがここで示されております。このことは、共同設置の教育委員会であっても同様と捉えています。

予算要求における教育長の立場でございますけれども、教育委員会の事業等に対しては特別会計予算として計上しており、執行においても教育長の責任において行っております。

施設設備や備品の整備に際しては、担当部局への説明、連携を図りながら、一般会

計として予算計上をしております。一例ではございますけれども、先ほどネクストギガのお話でしたが、その端末の整備においては、授業における具体的な活用方法を示し、各児童・生徒に1台、そしてデジタル教科書や資料等の提示用に各教室に1台、欠席者等の要望に対し、いつでもオンライン授業ができるよう数台を整備していただくよう連携を図っております。今後も、そうした連携の充実は不可欠であると認識をしております。

なお、この一般会計の執行は町長が最終責任者となります。

続く4番目のご質問、共同設置の場合の最終責任者についてでございますが、現状においては事の状況によって異なっており、町長もしくは教育長になると認識をしております。

最後、ネクストギガを見据えた個別最適化の取組についてお答えをいたします。

G I G Aスクール構想は、個別最適な学びと協働的な学びを目指す令和の日本型学校教育を実現するために、I C T機器等を活用した実践を進めるものです。

コロナ禍で前倒しとなった第1期は、その理念の下、どの学校も、どの児童・生徒も使うという段階から始まり、現在に至っております。

第2期に向けて、岐南町の学校においては令和7年10月に1人1台の新しい端末を導入いたします。

端末の選定では、岐阜県内の市町で共同調達チームを編成しており、岐南町はi P a d W i - F i共同調達部会において、次期G I G Aスクール構想に対応できるハード、ソフトかどうか現状を調査・検討し、よりよいものを選定できるように努めております。

第2期への移行に向けて現在進めていることでございますけれども、ここでは大きく3点ご説明をいたします。

1つ目、郡内全ての教職員がI C T支援専門員とT e a m sでつながっており、必要に応じていつでもどこでも質問や相談ができる環境を整備しております。同時に学校訪問も実施しており、適宜指導、助言し、実践につないでおります。

2点目、令和6年5月よりI C T支援専門員がT e a m sを利用して教職員向けに数々の情報発信をしております。内容は、令和の日本型学校教育の意義、実践校の紹介ビデオ、教育D X及び校務D Xの活用方法等がございます。

3点目、ガイドブックの作成を行っており、教職員向けには趣旨、活用方法、管理、情報セキュリティポリシー等を示したものを令和7年5月に配信する予定でございます。また、児童・生徒向けには、本体説明、ソフトの説明、利用上守るべきことを示したものを次期タブレットの大量貸与時、つまり令和7年10月に配信する予定でござ

います。さらに、保護者向けには、趣旨、約束、家庭での取扱い、手続等を示したものを児童・生徒と同様に令和7年10月に配信する予定でございます。

また、個別最適な学びを実現するためのシステムについてではございますが、ここでは大きく4点お話をします。

1つ目、A Iドリルの導入です。これは、令和7年4月に予定をしております。教育委員会では6社の比較テストを行って、問題の質、充実度、採点の精度などを試験して、子供たちが主体的に学びに向かう意欲を持ち、基礎的、基本的な内容が定着するA Iドリルを選定しております。

2つ目、ロイロノート・スクールの活用です。

協働的な学びを実現する授業支援ツールとして令和4年度から導入をしており、利用実践も広まりつつあります。このツールを使うことで、一人一人が自分の考えをカードに記し、提出し、仲間と考えを瞬時に共有することが可能となります。東京学芸大学高橋 純教授は、こうした学びを共通部分と個別部分が共存するハイブリッドな個別最適な学びと称していっております。

3つ目、次世代型校務支援システムの導入です。これは、令和8年8月に予定をしております。

文部科学省は、子供たちの学びを保障するために校務支援システムを次世代型に展開していくことを推進しています。このシステムでは、学習ログや出欠状況、子供の心の健康状態などの情報を集約して把握できるいわゆるダッシュボードを教職員一人一人の端末からでも閲覧できるようになります。このことは、個の状況をつかみ、困り感に寄り添い、成果を認め励ますことができるなど、個別最適な学びを支える大切な機能として活用を促進してまいります。

4点目、子供が学び方を選択するということです。

子供がI C T機器の活用を主体的に選択することが、個別最適な学びを保障することにつながると考えます。

例えば、読字による理解に時間のかかる子供は、デジタル教科書の音声読み上げ機能や動画による説明を活用する。何度も書き直しながら文章を組み立てるほうが得意な子供は、作文をテキストエディターで編集する。アナログとデジタルのどちらが自分に合っているかを適切に選択することで学びが進むのであれば、将来にわたり自分の得意な手法で学べばよいという安心感にもつながると考えております。

以上、ネクストギガを見据えた個別最適化への取組について述べてまいりましたが、授業のスタイルも1人1台の端末の利用も教職員への意識改革から始まるものと捉えております。

教育委員会では、1人1台端末と校務支援システムの更新を好機と捉え、個別最適な学びを通して児童・生徒の資質、能力の向上を図るよう指導してまいります。以上でございます。

○議長（櫻井 明君） ここで休憩に入りますが、先ほどの休憩時間のうちに傍聴人の方からご質問がございましたので、それについてお答えさせていただきたいと思いますので、いま一度お時間を頂戴したいと思います。

まず第一に、今日は本当に多くの方にお越しいただきましてありがとうございます。お礼申し上げます。

そして、傍聴人の方からのご質問については、このようなことでございました。

質問者が答弁者を町長と指示したにもかかわらず町長がそれに答えることがない、これはどういうことなんだと。我々傍聴人に対しては非常に分かりづらいというご質問がございました。

確かにそのとおりでございます。しかし、私どもはこれは規則として、こういったものでどういったことについて質問したいかということを出していただきます。この中に誰に答弁を求めるかという欄がございまして、ここに書いていただく。書いていただければ、その人に答えていただくようにしております。

しかし、空白で来た場合、それは行政側にお任せするというふうに判断しますよと、そして最もその答弁者としてふさわしい部署の担当者にこれを、心血を注いで作成していただくと、それを述べさせていただくことになっております。そういった決めであります。

したがって、ここにその指名者が答弁を希望するということがないにもかかわらず、発言中の中で、質問の中で突如この場で町長答弁をお願いします、あるいは誰々部長、お願いしますと言われても、少しそれは困るということで受けませんよ。

それは、再質問でされた場合は受けますと。だから、最初に予定された質問内容についてはそういった答弁者の変更は認めておりませんので、それは各議員間の共通した認識であります。

したがって、今日のところ、それに若干差異がございましたので、皆様方、今日お見えになった方が何だというふうにお考えになるのは至極当然のことではありますが、そういったことでございますのでご理解を頂戴したいと思います。

なお、そのことについて、今後、また私ども議員の間では認識を新たに共通認識として再度強く持ちますので、よろしくお願いいたします。

また、何かあれば、事務局を通じてご質問があれば私どもがご答弁させていただきますので、よろしくお願いいたします。

そして、また明日もございますので、お時間のある方はどうぞお越しただいて、
そのような立場でお聞きいただければ大変ありがたいと思います。

今日はどうもありがとうございました。お疲れさまでございました。

〔「昼からもあるよ」との声あり〕

○議長（櫻井 明君） 昼もありました。恐縮です。大変失礼。

ここで昼食のため暫時休憩いたします。再開は1時30分です。

午後 0時26分 休憩

午後 1時30分 再開

○議長（櫻井 明君） 休憩を終わり、会議を再開いたします。

10番 木下美津子議員。

○10番（木下美津子君） 10番議員 木下でございます。

議長よりお許しをいただきましたので、発言させていただきます。

通告に従い、2項目の質問を分割質問させていただきます。

1項目めは、リチウムイオン電池等の回収について伺いをいたします。

充電式小型家電の小型充電式電池には、ニカド電池、ニッケル水素電池、リチウムイオン電池があります。いずれも発火のおそれがあります。不燃ごみや可燃ごみに混入することで、発煙、また発火、破裂が発生することがあり、大変危険な状況になります。環境省によりますと、廃棄物処理時のリチウム電池等によると思われる火災事故は4,260件、火災まではなくても発煙、また発火の件数は1万6,517件に上るとあります。環境省は自治体に対し、処理前の目視での危険物除去や消火設備の増設、住民への周知強化を呼びかけています。

こうしたバッテリーが内蔵された充電式小型家電には、デジタルカメラ、ビデオカメラ、ポータブルDVDプレーヤー、ノートパソコン、携帯電話、携帯ゲーム機、掃除機、加熱式たばこ、電子たばこ、電動シェーバー、電動歯ブラシ、そしてハンディー扇風機等があります。これらの処分は、まず小型充電式電池を取り出し、電池は有害ごみとして回収します。

しかし、電池の取り外しが困難な場合、無理に分解すると発火の危険があります。とにかく処分には十分な注意が必要です。

岐南町では役場、またエコ・ステーションに小型家電の回収システムがありますが、回収品目はデジタルカメラ、携帯電話、携帯ゲーム機の3品目となっています。

そこでお尋ねいたします。

1つ目、リチウムイオン電池等の分別回収の現状と課題をお聞かせください。

2つ目、リチウムイオン電池等の分別回収の周知強化の考え等をお聞かせください。

3つ目、リチウムイオン電池等回収のため、役場以外の公共施設等での回収ボックス設置と回収する充電式小型家電の種類を増やす考え等をお聞かせください。

以上で1項目めの質問を終わります。ご答弁よろしく願いいたします。

○議長（櫻井 明君） 安田 悟総合政策部長。

○総合政策部長（安田 悟君） 木下議員の1項目め、リチウムイオン電池等の回収についての1番目のご質問、リチウムイオン電池等の分別回収の現状と課題についてお答えいたします。

リチウムイオン電池の分別回収の現状につきましては、現在、金属類として地域のごみステーションに排出していただいております。

自治会によって様々でございますが、一般的に乾電池、リチウムイオン電池は1か所にまとめられ、分別し、それ以外のモバイルバッテリー型のリチウムイオン電池につきましても、収集時にそれと分かるようまとめられております。

リチウムイオン電池等の分別回収の課題といたしまして、リチウムイオン電池は圧縮や衝撃等がありますと発火する特性がございます。発火を招かないよう、リチウムイオン電池を1個ずつ絶縁処理しておりますが、これらは手作業で行う必要があり、時間と費用がかかることが課題となっております。

また、リチウムイオン電池は広く普及しており、各家庭からの排出量は今後ますます増加すると予想されます。これに伴い、リチウムイオン電池の適切な回収・リサイクル体制を整備するとともに、リチウムイオン電池が可燃ごみに混ぜられて捨てられたり、不法投棄されたりしないよう、排出方法の周知の強化や監視活動の強化が課題であると考えています。

続きまして、2番目のご質問、リチウムイオン電池等の分別回収の周知の強化の考えについてお答えいたします。

リチウムイオン電池等の分別回収の周知につきましては、広報「ぎなん」や本町のLINEアカウントからのごみ分別検索により周知を行っております。

今後の周知の強化につきましては、今までの周知方法に加え、町のイベントなど様々な機会において、リチウムイオン電池等の分別回収の周知を広げ、適正処理につなげてまいりたいと考えております。

3番目のご質問、役場以外の公共施設等への回収ボックス設置の考えと回収する充電式小型家電の種類を増やす考えはについてお答えいたします。

平成27年4月に施行された小型家電リサイクル法は、デジタルカメラやゲーム機な

ど小型家電に含まれる金や銅などの貴重金属の有効活用、小型家電の適正な回収と再資源化を促進する法律でございます。これらの資源は都市鉱山と呼ばれており、法律の施行前は廃棄物として埋立て処理が行われていたことが環境汚染や資源の無駄遣いとして問題となっておりました。

町では、小型家電リサイクルの実施を行うに当たり、特に有用な金属等が多く、有価での買取りが見込まれる携帯電話、スマートフォン、デジタルカメラ、携帯ゲーム機の4品目を対象として、岐南町役場及びエコ・ステーションに回収ボックスを設置し、収集しているところでございます。

なお、小型家電リサイクル法では、リチウムイオン電池は直接的な対象に含まれないことから、小型家電回収ボックスの設置はリチウムイオン電池の分別回収とは別の取組となります。新たなボックス設置や回収小型家電の種類を増やすことにつきましては、現状に支障がないことから考えておりませんが、今後も排出量の増加が見込まれることから、より適切に回収が行われるよう調査・研究してまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、町は廃棄物減量等対策協議会から令和8年4月を目途とし、ごみ有料化の実施と、燃える大型ごみや金属ごみ、ガラス、瓦礫ごみは、町内のいずれかの拠点での回収を行うことを提言された状況にございます。この提言を踏まえながら、今後の本町の方針を定めてまいりたいと考えております。

これら事業の実施には、議員の皆様をはじめとした町民の皆様のご協力なしでは実現ができない事業でございます。今後ともご理解、ご協力のほどを賜りますよう、よろしくお願いいたします。以上でございます。

○議長（櫻井 明君） 10番 木下美津子議員。

○10番（木下美津子君） ご答弁ありがとうございます。

では、続きまして、2項目めの質問に移らせていただきます。

2項目めは、孤独・孤立の実態と対策についてお伺いをいたします。

昨年5月に成立しました孤独・孤立対策推進法が本年4月に施行されました。推進法には、孤独・孤立問題は、人生のあらゆる場面で誰にでも起こり得ることとして、そして孤立している当事者はSOSを出せず、外部から見えにくい。だからこそ、当事者に伴走する支援者が重要との観点から、社会全体の課題と明記され、当事者の目線や立場に立った施策の推進も明記されております。

こうした社会的孤立が生まれる背景には、人間関係の希薄化です。そして、地縁、血縁が弱くなり、高齢者人口の増加も影響していると思われます。個人の考えが尊重され、物質的に豊かになり、1人でも生活できる環境の中、自分で付き合いたい人を

選んで関係を築けるようになりました。

しかし、自分から積極的に近づかなければ、つながりから取り残され、つながりをうまく築ける人とそうでない人で明暗が分かれます。付き合う相手を選べる社会は、誰からも選ばれなくなるリスクも生じます。そして、そこでは人間関係を築けるのか、築いた人間関係を維持し続けられるのかという2つの不安にさらされ、孤独・孤立は年齢に関わらず、多くの人が感じる問題になってきています。孤独感で思い悩んでいる人を取り残さない地域社会の構築に向け、推進していくべき多方面からの課題が考えられると思います。

また、高齢者と若者の孤独・孤立の状況は異なると思います。高齢者は単独の世帯、また高齢者だけの世帯が孤立状態になることがあります。若者世代は家族と生活していても、ニート、不登校、ひきこもりといった孤独・孤立状態もあります。孤独・孤立対策推進法には、自治体として支援団体で構成する地域協議会を設置する努力義務が示されております。

そこでお尋ねをいたします。

1つ目、岐南町における現時点の孤独・孤立の実態の状況をお聞かせください。

2つ目、岐南町における孤独・孤立から見られる課題とその対応についてお聞かせください。

3つ目、岐南町における孤独・孤立対策への課題と今後の支援計画等をお聞かせください。

以上で質問を終わります。ご答弁よろしくお願い申し上げます。

○議長（櫻井 明君） 岩田恵司福祉部長。

○福祉部長（岩田恵司君） 議員の2項目め、孤独・孤立の実態と対策についての1番目、岐南町における孤独・孤立の実態状況と、2番目、岐南町における孤独・孤立から見られる課題と対応につきましては、関連性がございますので併せてお答えのほうをいたします。

本町における孤独・孤立の実態、状況といたしましては、幸いなことに大きな社会事案は発生しておりませんが、単独高齢世帯の増加、生活困窮者の増加、障害者がひきこもりなどの社会的孤立を余儀なくされた方が潜在しているものと考えております。

令和6年度から令和10年度までの計画期間とした第4期岐南町地域福祉計画の策定のため、令和5年3月に実施した18歳以上の町民を対象としたアンケートでは、コロナ禍を経て社会不安が増加する中、自分には人との付き合いがない、自分は取り残されていると感じる経験をお聞きしたところ、常にあると感じる方は2.8%で、18歳以

上の町民全体で換算のほうをしますと約600人の方が見えることになり、1人で不安や寂しいと感じる孤独や、社会とのつながりや助けが少ない孤立は深刻化する前に解決につなげる相談体制が必要であると考えております。

現在、本町では社会福祉協議会へ地域見守り推進事業と心配ごと相談所運營業務委託を委託し、実施のほうをしております。

地域見守り推進事業におきましては、民生委員、児童委員、福祉課や地域包括支援センターからの情報、相談による見守り訪問、生活課題の解決に向けて関係機関との協議をし、支援継続や終結に向けての支援、地域のつながりが希薄な方へは地域包括支援センター、民生委員、児童委員と同行し、地域のサロン事業のチラシを配付するなどの啓発活動のほうをしております。実績といたしましては、令和5年度には664件の訪問のほうを実施しております。

心配ごと相談所運營業務委託におきましては、広く町民の日常生活上の相談に応じるため、日常のあらゆる不安や悩み事などの相談窓口のほうを設置しており、令和5年度には心配事や法律相談などを合わせまして32件の相談のほうがございました。

また、障害者世帯を対象に、身体、療育の障害には相談員を配置し、障害者世帯の日常の困り事などの相談窓口としております。精神障害におきましては、精神保健福祉センターの相談窓口への案内などのほうを実施しております。

そのほか、乳児家庭全戸訪問事業におきましては、育児や子育てにおける孤独感の相談があったときの支援など、様々な社会的孤立に対する支援のほうを実施いたしております。

さらに、議員のご質問にもありますように、令和6年4月1日施行の孤独・孤立対策推進では、地方公共団体は関係機関により構成され、必要な情報交換及び支援内容に関する協議を行う孤独・孤立対策協議会を置くように努めることが定められており、本町も県が設立いたしました岐阜県孤独・孤立対策官民連携プラットフォームのほうに参加をし、県、市町村、NPO等間のネットワーク、またはNPO等の民間支援団体間のネットワークなどを強化することにより、複雑な悩みを抱える方へ連携した支援が提供できるよう体制整備を行ったところでございます。

次に、3番目のご質問、岐南町における孤独・孤立対策への課題と今後の支援計画についてお答えのほうをいたします。

本町におきましても、社会環境の変化により人と人とのつながりの希薄化、コロナ禍により孤独・孤立の問題が顕在化、深刻化しているものと捉え、社会全体での対応、当事者や家族等の立場に立っての施策、人と人とのつながりを実感できる施策の推進が必要となってきております。

今後は、社会のあらゆる分野に孤独・孤立対策の視点を入れ、人と人のつながりをそれぞれの選択の下で緩やかに築ける社会環境づくりが必要と捉え、前述のほうをしておりますが、引き続き、地域見守り推進事業や乳児家庭全戸訪問事業などの訪問事業、地域サロン事業などへの参加支援、心配ごと相談所などの相談窓口の設置や関係機関が実施する相談窓口へのつなぎ、岐阜県孤独・孤立対策官民連携プラットフォームへの参加する県、市町村、NPO等間のネットワークの活用など、様々な方法により、孤独・孤立を感じてみえる方への支援として、国のほうが提唱いたしております孤独・孤立に至っても、支援を求める声を上げやすい・声を受け止める・声をかけやすい社会に向けた体制の整備ができればと考えております。以上でございます。

○議長（櫻井 明君） 3番 長谷川 淳議員。

○3番（長谷川 淳君） 3番 長谷川 淳です。

議長のお許しをいただきましたので、大きく4つ、分割質問方式にて質問させていただきます。

1項目め、東小校区の町民を守る。

南海トラフや根尾谷断層での震災が発災したら、岐南町は震度6弱・強が予想され、液状化現象が起こればと予想されます。液状化現象とは、地震の揺れによって地盤が液体状になる現象のことを言います。そして、町全体で起こるこの液状化現象の対策は、現状何も手だてがありません。個人の自宅とかですと、くいを長いのを打つとか、地盤を強化したりとかという対策はありますが、町全体では今現状何もないというのが現状です。そして、地震が起こった後の対応をシミュレーションしてみたときに、西校区と北校区には、北校区はこの役場ですね、防災倉庫がありますが、東校区にはありませんので、液状化現象によって仮に道路がほぼほぼ使用できなくなると、最悪、東小校区に災害物資は届きません。じゃあどうすればいいのか。解決策は、東小校区にも防災倉庫を建てるしかないと考えます。そして併せて、災害が起こったときには、やはり子供や女性、お年寄りの不便さを解消しなければいけないと私は考えます。

そこで2点質問させていただきます。

1つ目、早期に東小校区に防災倉庫を設けるべきでは。

2つ目、子供のおむつやミルク、女性の生理用品は備蓄してあるのか。

以上2点、ご答弁よろしくお願いします。

○議長（櫻井 明君） 堀場康伸総務部長。

○総務部長（堀場康伸君） 長谷川議員の1項目め、東小校区の町民を守るについての1番目のご質問、早期に東小校区に防災倉庫を設けるべきではについてお答えいたし

ます。

現在、町内には2か所の防災倉庫がございます。1か所目は西小学校東側に防災備蓄倉庫がございますが、こちらの倉庫内には災害時に使用する発電機や照明、その他資機材のほか、避難所で配布する備蓄食などを保管しております。

2か所目は、役場庁舎北側に防災倉庫がございますが、施設の老朽化及び倉庫のキャパシティの問題から、こちらの倉庫内には現在、資機材や備蓄食などは保管しておりません。

しかし、現在工事中の新防災備蓄倉庫完成時には、リスク分散の観点から分散備蓄を予定しております。

また、新防災備蓄倉庫が完成しましたら、スポーツセンター駐車場にございます倉庫の物品等を新防災備蓄倉庫へ移動し、空きスペースを暫定的に東小校区の防災倉庫として活用し、2か所の防災倉庫の分散備蓄状況を踏まえ、今後検討していきたいと考えております。

続きまして、2番目のご質問、子供のおむつやミルク、女性の生理用品は備蓄しているかについてお答えいたします。

現在、町では乳幼児の紙おむつを1万122枚、女性の生理用品1万2,332枚を備蓄しております。ミルクについて、現在備蓄はしておりませんが、今後、予算の範囲内で備蓄の推進に取り組んでまいりたいと考えております。

また、災害発生時には、災害時における生活用物資の確保に関する協定の締結先から不足分の調達を考えております。以上でございます。

○議長（櫻井 明君） 3番 長谷川 淳議員。

○3番（長谷川 淳君） 東小校区には防災倉庫を建てられるような土地、今空いているような土地もあるとは思いますので、早期の検討、また粉ミルクも少量でもいいのであると、本当に有事の際は助かると思いますので、前向きなご検討を早急によりしくをお願いします。

それでは、2つ目の質問に入ります。

2. 出産まで行える産婦人科の誘致を。

現在、岐南町内には婦人科が1軒ありますが、産婦人科、いわゆる産科はありません。

今日、世の中の妊婦さんの6人から7人に1人が切迫早産だと言われています。切迫早産とは、赤ちゃんが早く生まれる危険性が高い状態のことをいいます。私の妻も切迫早産でした。安定期に入るまでは数か月も入院して、退院しても自宅でトイレとお風呂以外は絶対安静です。しかし、絶対安静にもかかわらず、診察を受けるために

自分で病院に行かなければいけません。そして、近隣の総合病院だと予約した時間から二、三時間待たされることも度々あります。程度にもよりますが、基本的に切迫早産の妊婦さんは総合病院での診察となります。しかし、健康な方も総合病院で診察されるため、かなり混み合う現状になっていると考えられます。子育てに優しい、子育てをしやすい町岐南を標榜しているのであれば、町内に産科を誘致して、せめて岐南町の妊婦さんの負担を少しでも減らしてあげたいと考えます。産科医は今、成り手不足で新しく開業されるという話もあり聞きません。廃業される産科も県内で増えています。だからこそ、先手を打つことが大事であると考えます。

そこで1点質問させていただきます。

1つ、子育てに優しい町を標榜するのであれば、補助金を出してでも産婦人科を誘致すべきでは。

以上、ご答弁よろしくお願いします。

○議長（櫻井 明君） 岩田恵司福祉部長。

○福祉部長（岩田恵司君） 長谷川議員の2項目め、子育てに優しい町を標榜するのであれば、補助金を出してでも産婦人科を誘致すべきではについてお答えのほうをいたします。

まず初めに、岐阜県内の産婦人科等の立地状況についてご説明いたします。

岐阜県産婦人科医会によりますと、11月21日現在、岐阜県内には分娩を取り扱う産婦人科医療機関は32か所あり、また医療行為はできませんが、分娩を取り扱う助産院が9か所ございます。

そのうち、本町周辺、庁舎を基準とした半径約5キロメートル圏内には、岐阜市に岐阜県総合医療センター産婦人科と、ゆりレディスクリニック、笠松町に松波総合病院産婦人科、各務原市に永田産婦人科の4つの産婦人科があり、来年4月には岐阜市切通の大塚レディスクリニックが分娩の取扱いを再開するとのことです。さらに、助産院として岐阜市東鶯にマタニティホームあいsun、各務原市川島渡町にはにこ助産院がございます。

一方、他市町村の産婦人科立地状況を見ますと、本町と比較し、出生数が約2倍の瑞穂市には産婦人科がないこと、面積が6倍以上で出生数が本町より多い羽島市には1か所のみであること、さらに面積が数十倍で産婦人科がない市町村が県内に複数あることなどを考えますと、本町の出産を取り巻く環境は恵まれているものと考えております。

次に、出生数を見ますと、本町においては近年横ばい状況ではありますが、全国的には少子高齢化の進展に伴い、約50年間減少傾向となっており、今後も産科機能の集

約化が進み、産婦人科は減少していくことが想定されます。

また、産科では、母子の命や障害に関わる重大な事故が起こる危険性があることや、健康で若者が患者であることから、ほかの診療科より訴訟リスク及び賠償額が高い傾向にあり、産科医の成り手が少なく、産科医不足が大きな課題となっております。

これらの要因で、全国の出産を取り扱う医療機関は、過去15年間で3割以上減少したことが分かっており、安定した経営ができる産婦人科を新設することが困難な状況であります。

産婦人科の誘致につきまして、参考までに県庁医療整備課に確認しましたところ、産科医師が開院場所を選定するため、県が調整することはできないということです。また、岐阜地域は分娩取扱医師偏在指標が全国でも上位であり、産科に係る環境は充実しているとの認識でございました。妊婦には里帰り出産をされる方、職場や実家に近い産婦人科を選ばれる方もおり、実際に妊婦と接する機会が多い健康推進課の窓口には、産婦人科が少なくて困っているとの問合せはございません。

以上のことから、産科が町内にはございませんが、本町周辺には立地しているため、現時点におきましては補助金を出して誘致することは考えておりません。

なお、令和4年9月に婦人科専門医であるぎなんレディースクリニックが町内に開院し、不妊治療などの婦人科専門の医療は身近に受診できるようになっております。

当該クリニックと町外の産婦人科との連携強化に一層働きかけるなど、町としましても、今まで以上に妊産婦の支援に努め、安心して子供を産み育てられる地域医療提供体制の強化のほうに推進してまいります。以上でございます。

○議長（櫻井 明君） 3番 長谷川 淳議員。

○3番（長谷川 淳君） 現在、不満の声はないということなので再質問はしませんが、この問題って、日本という国は無痛分娩があまり推奨されていなかったり、妊婦さんの負担を減らすというところが欧米で当たり前なんですけど、日本ではおなかを痛めて産まないと愛情を親が持てないというような考えをしている先生が結構非常に多くてですね、妊婦さんは何かしら我慢しながら、子供を産むためだからしょうがないという中で、夫婦別姓の問題でも似ていますが、潜在的に、こういう提案をすると確かにそうだなと思っている方が僕はあるんじゃないかなと思って質問させてもらったんですが、今後そういう声があれば、産科が減少するという、そういう社会的要因も把握されているわけですから、速やかな対応をよろしくお願いします。

3つ目に移ります。

水道管の漏水調査をA Iに。

最近、新聞やニュースで水道管の漏水調査に衛星やＡＩを使用したら費用が安くなったという記事がありました。いろいろ調べてみると、イスラエルのある会社のアステラというものや、日本のフラクタ社の名前がよく目につきました。アステラというのは人工衛星の利用で、水道管の水にこうやってマイクロ波を当てて漏水箇所を特定します。フラクタ社は水道管や過去の漏水履歴のデータを打ち込んで、いろんな他市町村のデータを打ち込んで、そのビッグデータをＡＩが解析して、今後の漏水箇所を予想します。いずれの方法にしても、岐南町は小さい町なので、費用削減の効果があるのか、私ではちょっと分かりませんので、１点質問させていただきます。

１つ、ＡＩを活用した漏水調査に切り替えてはどうか。

以上、答弁よろしくお願いします。

○議長（櫻井 明君） 井上哲也土木部長。

○土木部長（井上哲也君） 長谷川議員の３項目め、水道管の漏水調査をＡＩにについてのご質問、ＡＩを活用した漏水調査に切り替えてはどうかについてお答えいたします。

まず、漏水調査を実施する目的といたしまして、効率的に漏水を発見し、その対策を行うことで有収率向上を図り、適切な資産維持、経営の安定につなげるとともに、水道水供給に係るエネルギーを削減し、環境負荷を軽減することにあります。

本町の漏水調査につきましては、平成２７年度から町内全域を実施し始め、平成２９年度からは町内を２区画に、今年度からは町内を４区画に分け、そのうち１区画の漏水調査を行っております。

調査方法につきましては、漏水探知機を使用した路面音聴調査で、この漏水検知器を使用し、路面を５０センチから１メートル間隔で区切り、伝達する漏水音を電氣的に増幅させ、調査員の聴覚により漏水の有無を判別する方法であります。

そこで、議員ご質問のＡＩを活用した漏水調査についてでございますが、人工衛星を用いた調査として、イスラエルに拠点を置くユーティリス社のアステラによる漏水調査がございます。人工衛星の画像データを独自のアルゴリズムにより分析する水道管の漏水検知システムは、２０１６年から提供を開始しており、赤道上約６３０キロメートル上空の衛星からマイクロ波を用い、地下３メートルまで浸透し、水道水に反射して帰ってくるマイクロ波の反射特性をＡＩ技術で解析して、２００メートル角程度の範囲で漏水可能性区域を絞ります。その後、この２００メートル角程度の範囲を再度、路面音聴調査し、漏水箇所を特定する必要がございます。

人工衛星を用いた調査のメリットといたしまして、安価な全域調査、調査期間の短縮、二次災害の防止、現地調査のＩＴ化、管路更新計画の最適化があり、特に広範囲

での調査に強みがあり、行政区域が大きい自治体ほどメリットがございます。

逆にデメリットといたしまして、200メートル角程度の漏水可能性区域の判断はできますが、漏水箇所を特定することができないため、具体的な漏水箇所を特定するには、新たに路面音聴調査を実施する必要があるがございます。

また、昨年度、岐阜連携都市圏の構成市町、岐阜市、羽島市、山県市、瑞穂市、本巣市、岐南町、笠松町、北方町の5市3町で、第2期岐阜連携都市圏ビジョンの連携事業におきまして、衛星画像を活用した漏水調査業務を検討いたしましたが、費用面において、広域連携のスケールメリットによる経費削減が本町においては見込めないため、令和6年度の参加を見送ったところでございます。

なお、令和6年度の県内の人工衛星を利用した漏水調査の実施状況でございますが、岐阜市、羽島市、本巣市が合同で実施しております。

もう一つ、フラクタジャパン株式会社のA I 管路劣化診断システムにつきましては、管路データと過去の漏水履歴を独自に構成した環境ビッグデータとA I を用いて配管の健康状態を診断し、水道管の破損確率を算出し、ヒートマップとして地図上に可視化するシステムになりますが、現時点で県内の実績はございません。水道施設の維持管理には専門的な知識、技術が必要であり、職員の経験不足により、施設の適切な維持管理能力、災害時の対応力の低下が懸念され、技術力の維持、向上と技術の継承と人材育成が急務となっている中、県内市町村と共同利用することにより、様々な課題に対し解決できる一つの手段とは考えておりますが、行政面積が小さくコンパクトな本町においては、現在の調査方法が現時点においては適していると判断しております。

したがって、人工衛星、A I を活用した漏水調査につきましては、今後、調査実績、費用対効果の検証、さらには他市町の動向を注視しつつ連携強化を図りながら、導入につきましては検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（櫻井 明君） 3番 長谷川 淳議員。

○3番（長谷川 淳君） 岐阜連携都市圏でのこういう衛星画像を用いた事業のところから参加を見送ったというところで、事前に既にA I のそういう衛星データの活用とかを検討していただいたということで安心しておりますが、A I 技術は本当に日に日に進歩していますので、その動向を注視していただきますよう、よろしくお願いいたします。

それでは、最後の質問に入ります。

稼ぐ自治体を目指して。

今ニュースで所得税の103万円の壁について国会で議論されています。178万円に壁を増やしたらどうかというところですね。それをするによって多数の国民の手取

りが増える一方、地方自治体は午前中にもありましたが、税収が減収になるのではないかと危惧されています。過去の一般質問で、私はネーミングライツをやってはどうかと質問をしました。公用車や督促状の広告の募集、公共施設のネーミングライツ、ふるさと納税改革、徳田ネギの生産、販路拡大など、私が考えるだけでも収入を増やす施策はこれだけあります。どうしたら稼げるのかを真剣に考えるときが来たのだと私は思います。他市町に後れを取ってはいけません。他市町に負けてはいけません。

先日、商工会で後藤町長の講演会の折にも、103万円の壁が178万円になったら町財政にどのような影響が出るのかという質問がありました。あくまで予想の範囲ですが、5億円ほどの減収になるのではないかというお話がありました。私も国からの真水での補填なくしてはあり得ないと考えていましたが、そこで商工会員の方から岐南町として国の補填がなくてもそれぐらい稼いでやるという気概を見せてほしいという意見が出ました。私もそのとき、まさにそのとおりだと思いました。確かにそんな簡単に税収や収入を増やせるものではないですが、それぐらいの覚悟と勢いと大胆な政策を打つということが今本当に必要であると考えます。

今後も扶助費や人件費や光熱費も上昇し続けることが予想されますので、岐南町においては、行政も民間も稼ぐというキーワードで今後の難局を乗り越えていきたいと私は思います。

そこで1点質問をさせていただきます。

1つ、稼ぐ自治体を目指す気はあるか。

以上、ご答弁よろしくお願いします。

○議長（櫻井 明君） 安田 悟総合政策部長。

○総合政策部長（安田 悟君） 長谷川議員の4項目めのご質問、稼ぐ自治体を目指して、稼ぐ自治体を目指す気はあるのかについてお答えいたします。

いわゆる103万円の壁につきましては、本町においても税収の減少が懸念される大きな問題でございます。町も国での議論の行方を注視しているところでございますが、いずれにいたしましても、前例にとらわれない、自主財源確保への取組は一層重要なものになってきております。

令和5年12月議会定例会で長谷川議員よりご質問のありました、企業版ふるさと納税など、大変有効な制度であると認識しているところです。このご質問の後、企業版ふるさと納税につきましては、民間のノウハウ、企業と自治体のマッチングでございしますが、を活用することで、初めて実績を上げることができました。

広報紙「マイタウンぎなん」本年11月号に掲載しましたが、企業版ふるさと納税寄附者への感謝状贈呈式では、地元企業の地域貢献への思いを知ることとなり、こうし

た取組が岐南町総合計画にある共創のまちづくりにおいて、とても大切であるということに改めて強く感じた次第でございます。

引き続き、広報を含め、企業の決算期も意識しながら積極的に進めてまいりたいと考えております。

本町にも人口減少の局面が目前に迫っておりますので、安定的な財源の確保につきましても、長期的な視点で、かつ攻めの姿勢で努力してまいります。

議員ご発言のとおり、他市町に後れを取ってはなりません。人口減少社会では、不作為（何もしないこと）は新しいものを生み出さないばかりか、時に大きな損失をもたらします。そうした危機感を常に持ち、税収の面からも、本町の強みを生かした定住促進につながる取組をさらに進めてまいります。以上でございます。

○議長（櫻井 明君） 3番 長谷川 淳議員。

○3番（長谷川 淳君） 今回この質問をさせてもらうときに、すり合わせのときで、今言った答弁は町長の思いなんです、せっかくなので、ちょっと打合せとかなしのぶっつけの再質問なんです、本当、今後のこの103万の壁とか減収に対して、やっぱり役場全体でそんな補助金がなくとも稼ぐぞという気持ちがあれば乗り越えられるということもあるので、その辺も踏まえて、今後の本当に岐南町として、税収面、増収ということに関してどう思っているのかということをお話をしていただけたらと思います。

○議長（櫻井 明君） 後藤友紀町長。

○町長（後藤友紀君） 長谷川議員の再質問にお答えをいたしたいと思っております。

ご質問の中で、商工会での講演会の中で、岐南町としては国の補填がなくても、それぐらい稼いでやるという気概を見せてほしいというご意見があったということでございます。

岐南町としては、協働のまちというビジョンを掲げてまちづくりを行っております。商工会の皆様には、経営のプロの視点からも具体的な稼ぎ方をご教示いただけたらなというふうに考えております。

また、稼ぐ自治体になるためには、人とのつながり、人脈、さらには情報発信、町からの積極的な情報発信が大変重要であると考え、日頃から意識して仕事をするようにしております。これを組織における方向として示し、実践に向けて来年度の機構改革を行ってまいります。

また、原資は皆様の税でございますので、真に必要な施策であるかは慎重に見極める必要がございますので、その中でもスモールステップのチャレンジングは積極的に行ってまいりたいと考えております。以上でございます。

————— ◇ —————
散会

○議長（櫻井 明君） 以上をもって本日の議事日程は全部終了しました。

明日12月12日午前10時より会議を開きます。

午後 2時24分 散会

————— ◇ —————
本会議録の正当であることを認め、ここに署名する。

岐南町議会議長

櫻 井 明

岐南町議会議員

松 本 暁 大

岐南町議会議員

三 宅 祐 司